

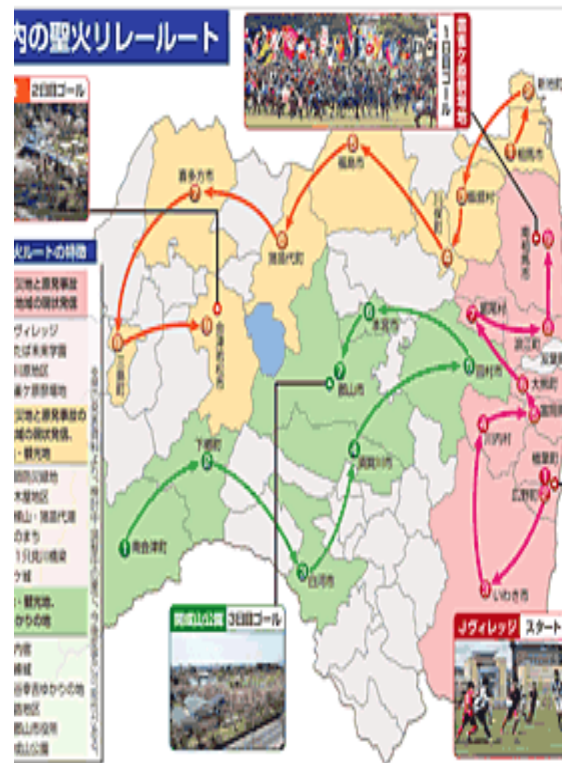


原発事故避難者を追い詰める 期限を決めた自立の強制

ー住宅セーフティネットの側面からー

事務局長 瀬戸

『五輪聖火』25市町村リレー！ 福島県ルート3月26日から3日間



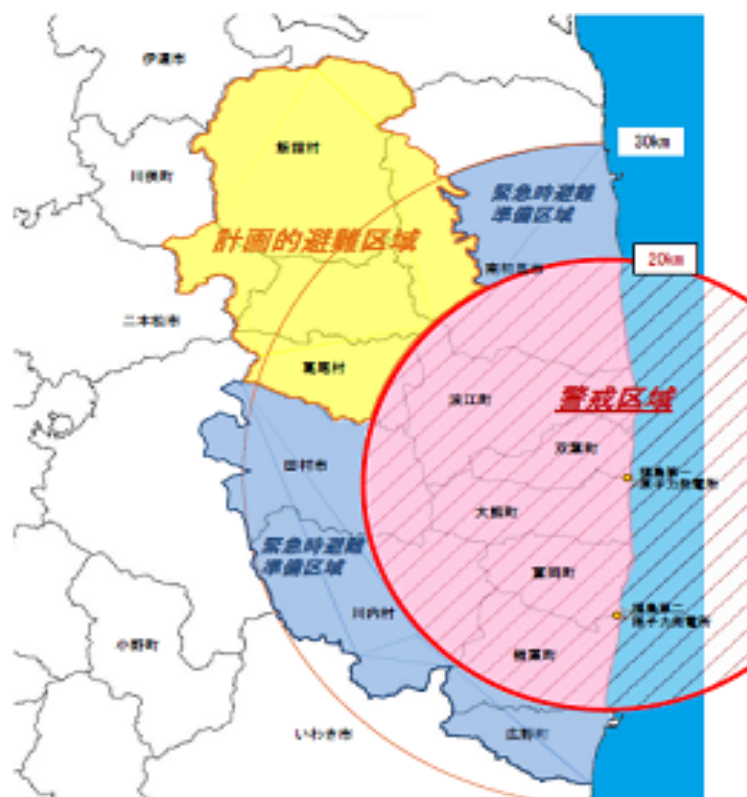
2020年東京五輪・パラリンピック組織委員会は1日、来年3月26日に本県から出発する聖火リレーのルート概要を発表した。通過する市区町村は日本全体のほぼ半分の857で、計121日間で約1万人がリレーする。本県は3月26～28日に25市町村を巡り、「復興五輪」の理念とともに地域の魅力を発信する。実際に走る道路などの詳細なルートは組織委が年末までに決めて公表する見通し。ランナー募集は17日に始まる。

全面再開したサッカー施設の「ヴィレッジ（檜葉町、広野町）」が聖火リレーの出発地。初日は同施設をスタートし、東日本大震災の津波や東京電力福島第1原発事故で甚大な被害が出た、いわき市や大熊町、浪江町などの浜通りを巡り、相馬野馬追の本祭り会場となる南相馬市の雲雀ヶ原祭場地でゴールする。

政府は、避難指示の解除の要件として、①年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること、②生活インフラが復旧していること、③県、市町村、住民との十分な協議——を挙げ、避難指示を解除した。



避難区域の状況(平成23年4月22日時点)



避難区域の状況(平成31年4月10日時点)





表1 旧避難指示区域の居住状況（2019年1～2月）

	解除時期	人口（A）	居住人口（B）	居住率（B/A）	備考
榑葉町	2015年9月	6,969	3,641	52%	2019年1月31日現在
葛尾村	2016年6月	1,415	357	25%	2019年2月1日現在
南相馬市小高区など旧避難指示区域	2016年7月	8,708	3,613	41%	2019年1月31日現在
浪江町（帰還困難区域を除く）	2017年3月	14,909	896	6%	2019年1月31日現在 人口は2018年3月時点
飯舘村	2017年3月	5,685	1,003	18%	2019年2月1日現在
川俣町 山木屋地区	2017年3月	858	334	39%	2019年2月1日現在
富岡町（帰還困難区域を除く）	2017年4月	9,396	835	9%	2019年1月1日現在 人口は2018年3月時点

政府は、避難指示の解除の要件として、①年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること、②生活インフラが復旧していること、③県、市町村、住民との十分な協議——を挙げている。①については、高すぎるとして多くの批判がある。③については、解除についての意見を住民に問うことはせず、反対意見が多くても解除を進めた⁴。

このような帰還促進政策が、現実には即したものであったかについても疑問である。復興庁は2021年3月までで廃止されることになっている。現状評価を行い、住民の意見を反映させ、長期的視野で復興政策を構築しなおす必要がある。



富岡町調査結果のポイント

- ・将来の帰還意向やその判断の前提となる情報、帰還した場合に行政に望む支援等の把握を目的に実施。
- ・復興庁、福島県、富岡町の共同調査は7回目。
- ・帰還の意向については、平成29年度の調査と比べて、
 - ・「既に富岡町で生活している」及び「戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）」の合算が15.1%に増加（+1.1%）。
 - ・「戻りたいが、戻ることができない」及び「まだ判断がつかない」の合算が35.2%に減少（▲2.7%）。
 - ・「戻らないと決めている」が増加（+1.3%）。

（1）帰還の意向

既に富岡町で生活している	5.2% (2.9%)
戻りたいと考えている(将来的な希望も含む)	9.9% (11.1%)
戻りたいが、戻ることができない	18.4% (20.2%)
まだ判断がつかない	16.8% (17.7%)
戻らないと決めている	48.1% (46.8%)

※(カッコ)書きは、それぞれ前回調査(H29.8)結果

（2）帰還を判断するために必要なこと（上位抜粋）

医療機関(診療科)の拡充	50.7%
商業施設の充実	39.4%
どの程度の住民が戻るかの状況	39.2%
介護・福祉施設の充実	33.6%
働く場の確保の見通し	30.0%

※帰還の意向で「まだ判断がつかない」と回答した方のみ回答

（3）戻らないと決めている理由（上位抜粋）

すでに生活基盤ができているから	60.4%
避難先の方が、生活利便性が高いから	40.4%
原子力発電所の安全性に不安があるから	36.2%
医療環境に不安があるから	32.4%
水道水などの生活用水の安全性に不安があるから	27.4%

※帰還の意向で「戻らないと決めている」と回答した方のみ回答

（4）富岡町とのつながりを保ちたいか

そう思う	55.3%
わからない	30.3%
そう思わない	6.7%

※帰還の意向で「戻りたいが、戻ることができない」「まだ判断がつかない」「戻らないと決めている」と回答した方のみ回答



現在の福島 富岡町 2019年1月18日

- ・富岡町は2017年4月1日より北東部の帰還困難区域を除き、避難指示が解除され2017年3月6日より本庁舎で町役場機能が一部再開している。
- ・富岡町の人口は、原発事故前は約16,000人いたが、12月1日時点で帰還人数は809人。帰還困難区域となっている3,000人を除き、**帰還率5%となっている。2017年(3%)とほぼ同様に帰還は進んでいない。帰還世帯は高齢者世帯が中心となっている。**
- ・特に子どものいる世帯の帰還率は低く、震災前の小中学生児童数は1学年200人程度であったが、**現在は小中学生全員で18人しかおらず、帰還率1%という状況である。**
- ・医療機関は、大病院は近くにはなく、近くの診療所も交代制で医師が勤務(一週間に2曜日の午前のみ診察)という状況。調剤薬局が無いので薬をもらうには福島市まで行く。また買い物のできるスーパーも1ヶ所のみと、生活インフラは未整備。
- ・常磐線は富岡駅から浪江駅は依然として不通(2020年度には復旧予定)であり、列車の便数は1日数便、土曜日午後ではあるが人影は全く見えず閑散としている。
- ・富岡町の中には有名な夜の森公園の桜並木がありますが、現在も途中から避難指示解除区域と帰還困難区域で分断されたままです。
- ・駅前や交流館の周辺の線量は0.1μSv以外であり、街中の除染は一定進んでいた。
- ・富岡町の市中線量は下がっているが、道を外れた場所や山中は依然として高線量の地域が広がっている。このため殆どの市民が帰還していない。特に子どもの帰還率1%という状態は、学校そのものが存立しえない実態である。同時に高齢者に極端に偏在した人口構成は、この町が近い将来誰も住まない街になることを示している。巨額の復興予算だけが期限付きで付与されているため、住民がいらないのに立派な箱物ばかり作られている。
- ・やはり富岡町は安心して住むことのできない地域であり、政府による形式的な帰還政策は破綻している。





富岡町立にこここども園、広野町立広野こども園が開園しました

平成31年4月、富岡町(大字小浜)と広野町(広野町中央台)に、町内の保育所・幼稚園を統合し、0歳から小学校就学前の子どもが通える幼保連携型認定こども園が開園しました。

富岡町立にこここども園

子どもたちが外で元気いっぱい遊べる、魅力ある遊具を設け、未来の富岡町を担う子どもたちの教育・保育を一体的に行う施設として期待されています。



富岡町立にこここども園 ☎0240-22-2358

広野町立広野こども園(愛称「ひろばーく」)

子どもたちが成長を実感できるようなスケール感でデザインされ、子どもたちが自由に考え、豊かな心を養える施設として期待されています。



広野町立広野こども園 ☎0240-27-2345

富岡町の仮置き場 ドローンからの撮影



Ruptly TV(ロシアメディア)

<https://www.youtube.com/watch?v=5ZI9xrqTByY>



現在の福島 2019年1月19日 飯舘村 長谷川健一さん

・飯舘村は事故前には6300名が住んでいましたが、2019年1月1日付けの人口は863名です。実際長谷川さんが暮らす前田地区は15世帯しか帰還していない。高齢者が多いようです。この地区には子どもがいません。ご自身の子どもやお孫さんにも「帰ってくるな!」と言っています。

・何故か? 避難指示解除になっても、未だ放射能土壌汚染の数値が場所に寄って高いからです。そして辺り一面フレコンバッグ置き場と化している農地。不安でたまりません。

・2017年の年間被ばく量は2.4ミリシーベルト、原発事故前の被ばく線量は年間1ミリシーベルト。ご自身もご家族も不安な思いが交差しています。

・福島県には約2300万個のフレコンバッグが置かれており、飯舘村にはその1割の約230万個のフレコンバッグが置かれています。

・2018年4月1日より小中一貫校が村内で再開しましたが、子どもは避難先の村外から通っています。認定こども園入園から中学校卒業まで(0歳から15歳まで)、一般的な教育費やPTA会費、制服なども教育にかかる費用は全て村が負担しています。村外から登校する子どもたちをスクールバスやタクシーで送迎(無料)しています。

・「子どもを育てるなら飯舘村」。このような施策によって貧困対策の打開策に手を打ったかのように見せかけ、子どもたちを呼び寄せているように見られます。2019年4月からは、村民でなくても希望すればこの学校に通うことができるとのこと。

・飯舘村にはその他にも、巨大なスポーツ公園に、全天候型のテニスコート、そして野球場とサッカー場。しめて64億円。私達が行った土曜日の午後には利用者は一人もおらず、人とすれ違うこともありませんでした。

・特別養護老人ホームもあり100床あるホームですが、現在は35名が入居中。介護の人出が無く施設全体を運営できません。医療施設も出来てはいますが、一週間に2日しか診察日がなく、薬は隣の川俣町まで行くしか無いようです。

飯舘村の現状		避難者の状況	区域の設定状況
住民登録人口 (2011年3月1日現在)	6,509人	2017年 3月31日	避難指示解除準備区域・ 居住制限区域解除 帰還困難区域(村内一部)
住民登録者数 (2019年2月1日現在)	5,685人 (県内避難者4,412人、 県外避難者267人、不明3人)		
村内居住者数 (2019年2月1日現在)	1,003人		

いいいて村の道の駅までいって



【平成31年度予算案「子ども被災者支援法関連施策」各省庁のヒアリング】

配布された「子ども被災者支援法基本方針に関する施策例」を見て唖然とした。

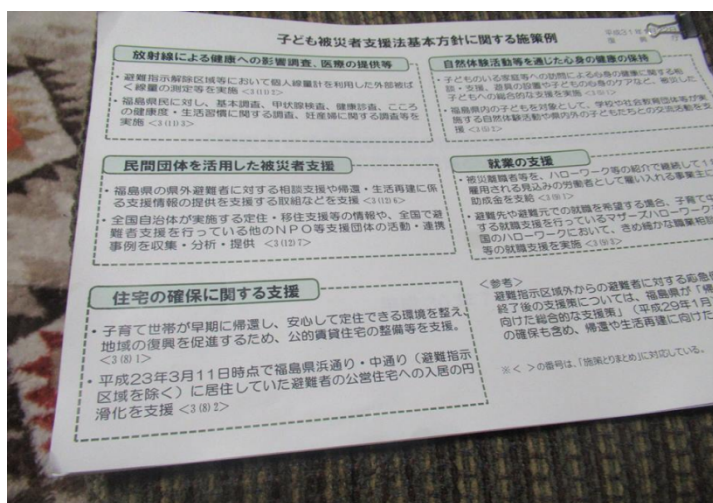
「住宅の確保に関する支援」→子育て世帯が早期に帰還し、安心して定住できる環境を整え、地域の復興を促進するため、公的賃貸住宅の整備等を支援と記載されているのだ。

一支援法の基本理念(第2条)は以下のとおりだ。

①正確な情報の提供②被災者自らの意思による居住、移動、帰還の選択の支援③放射線被ばく不安の早期解消努力④被災者に対するいわれなき差別がないよう配慮⑤子ども(胎児含む)および妊婦に対する特別の配慮⑥放射線影響の長期間にわたる確実な継続支援

●今日のヒアリングでは文部科学省が**小学生用と中高校生用計1400万部を配布した「放射線副読本再改訂版」**が問題になった。「今なお、風評被害や偏見・差別が残っている」「それを払拭するために放射線に対する『正しい知識』を周知しなければならない」「正しい知識」とは、放射線はそれほど恐れる必要がなく、事故は収束に向かっているという「虚偽」。

「被害」を「風評」と呼び換え、放射線の「安全性」について「学校」をターゲットにしている。昨年秋のPTA全国集会においても全配布し、福島県を修学旅行や校外学習の旅行先とするよう、やはり「学校」が第一のターゲットとされている。福島県からの強い要望が背景にある。副読本配布に1億7900万円が使われ、教職員を対象にセミナーを17回、出前授業は125回を昨秋から実施されている。(半分は県内)、一方で保養予算は既に1/3に縮小されている。



下線部には「除染により復興が進んでいる」と書いてありますが、避難解除でまちに帰り、復興を望む住民もいる一方、避難したまま帰らない・帰れない住民もたくさんいます。原発事故を巡り、住民の分断や葛藤がいまも多くあるなか、そういったことは何も触れない。

「原発事故さえなければ」と言葉を残して自ら命を絶った方もおられます。

◆福島県では年間被ばく量を1ミリシーベルトから20ミリシーベルトまで引き上げていることも副読本のどこにも書かれていません。

はじめに

放射線は、私たちの身の回りに日常的に存在しており、放射線を受ける量をゼロにすることはできません。空気や食べ物などにも常に放射線を出す物質（放射性物質）が存在していますし、病院では放射線が検査や治療に利用されています。そのほか、例えば、放射線は工業分野では製品開発などに利用されたり、農業分野では品種改良などに利用されたりするなど、放射線は私たちの生活を豊かにするためにも利用されています。

このため、まずは放射線の種類や性質、放射線による影響についてしっかりと理解することが重要です。その上で、放射線がどのようなことに使われていて、どのような影響があるのかを知ること、私たち一人一人が今後の放射線との向き合い方を考えていくことが大切です。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波によって東京電力株式会社の福島第一原子力発電所で事故が起こり、この事故により放出された放射性物質は、日本に大きな被害を与えました。

特に風に乗って飛んできた放射性物質が多量に降った地域では、多くの住民が自宅からの避難を強いられました。避難した人たちは、慣れない環境の中での生活を余儀なくされました。それにも関わらず、東日本大震災により被災したり、原子力発電所事故により避難したりしている児童生徒がいわれのないいじめを受けるといった問題も起きてしまいました。事故後、建物や地面などの表面に付着した放射性物質をできる限り取り除いて、放射線の影響を減らすための「除染」という作業が進められたことなどによって、立ち入りが制限されていた場所にも人が住めるようになるなど、復興に向けた取組は着実に進展していますが、私たちみんな二度とこのようないじめが起こらないようにしていくことが大切です。

この副読本が、みなさんにとって放射線に関する科学的な理解を深めるための一助となり、また、福島第一原子力発電所からの距離の違い・近いかかわらず、ともに社会に生きる一員として、一人一人が事故を他人事とせず、真摯に向き合い、災害を乗り越えて次代の社会を形成するためには何をすべきかを考えるきっかけとなることを願っています。



第4回双葉郡ふるさと創造学サミット
(平成29年12月)



JR常磐線富岡駅—竜田駅間の運転再開
(平成29年10月) (富岡町提供)



現在の福島 —福島県環境創造センター交流棟(愛称:コミュタン福島)—

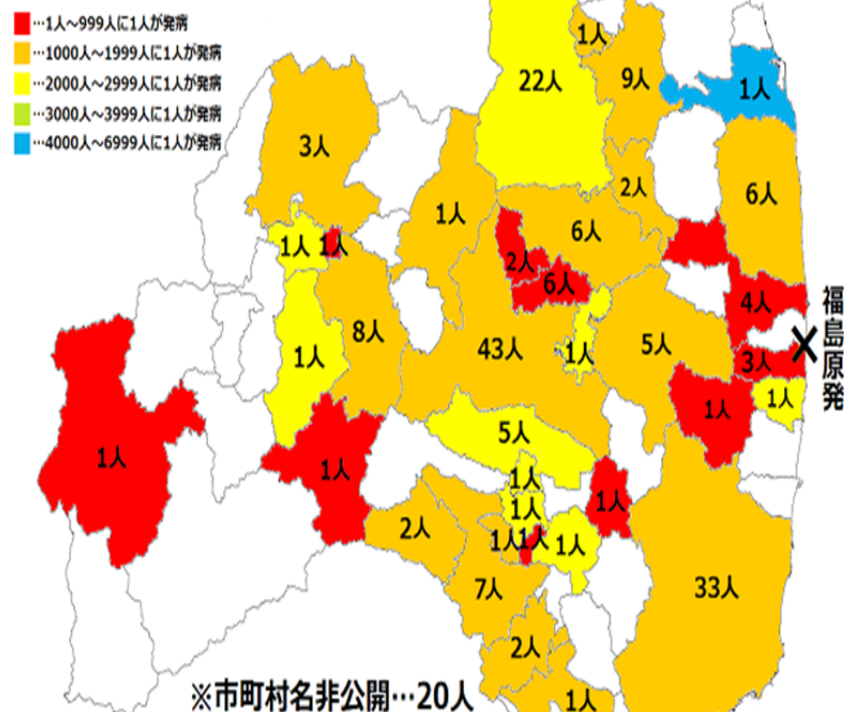
- ・コミュタン福島は、放射線やふくしまの環境の現状に関する展示のほか、360度全球型シアター、200人収容が可能なホールなどを備えている。2018年9月、開設2年で20万人を超える来場者。福島県内の子どもたちは、小学5年生を必須に中学生までの間に郊外学習として必ず訪れる施設との事。
- ・環境創造シアターではコミュタンオリジナル番組の「放射線の話」「福島ルネッサンス」を見ました。放射線は自然界にあり宇宙線や食べ物にも含まれており身近な物、また放射線によりDNAが破壊されても人間には自然治癒力があり安全と錯覚するような内容でした。
- ・シアター上映の内容に愕然した。放射線はもともと自然界にもあり、ここ福島は放射線量が下がり、世界の各都市比較でも、「もう福島は大丈夫」と錯覚するメッセージから始まる。原発事故を起こした過去の反省もまったく無い、せめて放射能汚染された福島県で生活する為にはどのような事に気を付けるべきかを 学ばせるべきなのに、放射能の健康被害はあまりないのだと子どもたちを洗脳する。責任論も反省もなく、できるだけ被害を小さく見せる「原発風化センター」
- ・上映後にパルシステム千葉の※※さんが涙を浮かべながら投影されるメッセージボードに書き込んだ。「子どもたちを騙さないで」福島県やこの国は総力あげて子どもたちの純粋な気持ちを利用して騙し続ける。



◆12ページには「検査で健康に影響が及ぶ数値はなかった」とも。

福島県で甲状腺がん及びがんの疑いのあるこどもが201人もいることは周知の事実ですが、これについてもまったく無視しています。

福島県小児甲状腺がん及び疑い合計 206人
(2018年9月30日現在)



作成：福島原発事故の真実と放射能健康被害★
<https://www.sting-wl.com/fukushima-children19.html>



原子力発電所の事故と復興のあゆみ

考えてみよう！

- 原子力発電所の事故を乗り越えて次代の社会を形成するためにどのような課題を克服すべきかを考えながら、福島第一原子力発電所の事故による被害や復興に向けた取組を見ていきましょう。

2-1 福島第一原子力発電所事故とその後の復興の様子

(1) 福島第一原子力発電所事故について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波により、安全対策が不十分であった東京電力株式会社の福島第一原子力発電所では原子炉を冷やす機能が失われ、高温になった燃料棒が溶けてしまいました。さらに、原子炉内に閉じ込めておかねばならない放射性物質を閉じ込めておく機能が劣化したため、放射性物質が大気中に放出され、福島県をはじめ東日本の広範囲に拡散し、被害をもたらしました。また、この過程で原子炉から発生した水素ガスが爆発し、原子炉建屋が損壊しました。このため、事故の後、国は速やかな避難指示や食品の出荷制限などの対応を行いました。この事故で放出された放射性物質の量は、昭和 61 年（1986 年）にソビエト連邦（現在のウクライナ）で起きたチェルノブイリ原子力発電所事故の約 7 分の 1 であり、福島県が平成 30 年 4 月までに県民等に対して実施した内部被ばくによる放射線の量を測定する検査の結果によれば、検査を受けた全員が健康に影響が及ぶ数値ではなかったとされています。

5 現在、福島第一原子力発電所では、廃炉作業が進められています。継続的な注水により原子炉を冷却することで、福島第一原子力発電所の原子炉は安定した状態を維持しています。
廃炉・汚染水対策ポータルサイト（経済産業省）http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hairo_osensui/index.html

原発事故子ども被災者支援法は今どこに (2012年6月制定)



子ども・被災者支援法の概要 (平成24年6月27日施行)

■背景

- 東京電力原子力事故による放射性物質が広く拡散
- 放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていない
- 被災者の健康上の不安・生活上の負担
- 特に子どもに配慮した支援の必要性

被災者の不安の解消・安定した生活の実現には、包括的な支援法が必要

■被災者生活支援等施策の推進

◆基本理念

- 災害の状況、災害からの復興等に関する正確な情報の提供
- 支援対象地域での居住・他地域への移動・帰還を自らの意思で行えるよう、いずれを選択しても適切に支援
- 放射線による健康上の不安が早期に解消されるよう最大限の努力
- 被災者に対するいわれなき差別が生ずることのないよう適切な配慮
- 子ども・妊婦に対する特別の配慮
- 被災者の支援の必要性が継続する間の確実な実施

上記にのっとり、
政府が策定

地域住民、避難している者等
の意見を反映

◆基本方針

- 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向
- 支援対象地域(*)に関する事項 (*放射線量が、20mSV未満だが「一定の基準」以上の地域
- 被災者生活支援等施策に関する基本的事項 等

◆主な支援施策

対象地域内で生活する者

- 就学援助
- 食の安全・安心確保
- 自然体験活動

避難先で生活する者

- 住宅の確保
- 学習支援
- 就業支援

対象地域に帰還する者

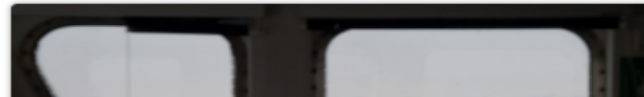
- 住宅の確保
- 就業支援

その他

- 健康診断

福島への帰還、国連が見合わせを要請 日本政府は反論

2018年10月26日 23:06 発信地：東京



【10月26日 AFP】国連（UN）の人権専門家が25日、東京電力（TEPCO）福島第1原子力発電所事故の汚染地域に女性や



Latest

Popular

News

Sports

Video

Focus

Photo

F



船から見た福島第1原子力発電所（2016年2月22日撮影、資料写真）。(c)TOSHIFUMI KITAMURA / AFP

国連のバスクト・トゥンジャク（Baskut Tuncak）特別報告者は、人々は「政府が以前安全としていた放射線量の基準を超える場所など、危険を伴う地域に帰還を強いられていると感じている」と話した。

福島第1原発事故の直後、日本政府は被ばく線量の許容限度を年間1ミリシーベルトから20ミリシーベルトへ引き上げた。

この許容限度を再び引き下げるよう要請が出ているにもかかわらず政府がこれに応じていないことについて、トゥンジャク氏は「憂慮している」と述べ、「日本政府には、幼少期の被ばくを予防し、最小限に抑える義務がある」と指摘した。

これについて、AFPの取材に応じた外務省関係者は、トゥンジャク氏の指摘は一方的な情報に基づくもので、「福島に関して不必要な不安をあおる恐れがある」と反論した。

日本政府は、被災地域の大部分で避難指示を段階的に解除してきたが、指示は放射線量が引き続き高い場所では依然出されたままとなっている。

政府は被災地の復興と再生を強く推し進めているが、政府がいう放射線量の「安全」基準が国際基準に一致していないとの批判にさらされている。(c)AFP

社会 一覧へ >

避難住宅は災害救助法を根拠に運用されてしまった。

「災害救助法」の適用基準（災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合）に基づき、4項の「救助の種類、程度、方法及び期間」
(1)救助の種類 ① 避難所、応急仮設住宅の設置という項目において、自主避難者への住宅に関する対応が行われてきた（各都道府県が借り上げている民間賃貸住宅、または応急仮設住宅として位置付けた市町村営住宅等）。

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助することになっている。また必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

これにより、救助の主体は「福島県」でありつつ、国策である原子力政策が被害をもたらしたにも関わらず国は傍観者でいることが可能となり、「福島県」からの要請という形で実際には各都道府県が対応の鍵を握る形となっている。



住宅支援打ち切りまでの経緯

2011年3月11日	東日本大震災、東京電力福島第一原発事故発生	東京電力、政府	
2011年4月30日	4項(1)①の借り上げ住宅に関する災害救助法発令	都道府県知事	
2012年6月21日	「子ども・被災者生活支援法」が衆議院本会議で可決成立	政府	
2012年12月28日	新規の県外借り上げ住宅(民間賃貸住宅のほか、自治体の公営住宅、UR賃貸住宅、雇用促進住宅、国家公務員住宅等)の受付を終了	福島県	
2014年9月26日	子ども被災者支援法に基づいて、避難指示区域を除いた福島県中通り及び浜通り居住者を「支援対象避難者」と位置づけ、公営住宅の優先入居について通知	政府(復興庁)	
2015年5月	「自主避難者の住宅支援を2017年3月末で終了する」ことを閣議決定	政府	
2015年6月15日	2017年3月末をもって、自主避難者への借り上げ住宅の無償供与を打ち切ることを発表(2020年までに県外避難者ゼロ目標)	福島県	
2015年8月25日	子ども被災者支援法の基本方針改定を閣議決定、福島県による自主避難者への無償住宅提供の打切方針を追認	政府	
2015年10月	都道府県宛に住宅確保の依頼通知を出し、対応を丸投げ	福島県	
2015年11月11日	借り上げ住宅に関して、福島県は都道府県宛にこの日までに国への要望を上げるよう通達を出していたが(10月27日)、受理するもその内容を放置していた	福島県	16

2015年12月	対象者が極めて限定的である、公営住宅の確保、民間賃貸住宅の家賃補助等の独自支援施策を打ち出す	福島県
2016年5月	避難当事者に「2017年3月末をもって現在供与している、応急みなし仮設住宅を退去するよう郵送文書で通告	政府
2016年8月25日	2017年3月末をもって、応急仮設住宅供与終了を自主避難者に通知	福島県
2017年3月末	自主避難者の住宅支援を2017年3月末で終了 ①低所得避難者に限定して民間賃貸住宅避難者に月額3万円(2年目＝2万円)の家賃補助を2年限定で実施 ②国家公務員住宅自主避難者へ2年限定で継続居住承認(但し有償)	福島県
2018年4月	①民間賃貸住宅避難者への家賃補助を2019年3月で終了と発表 ②国家公務員住宅自主避難者への2019年3月末で退去、退去できない場合は使用料2倍相当の請求をおこなう、住居賃貸契約書が避難者に送付される。	福島県
2018年9月	内堀知事が「富岡町、浪江町、葛尾村、飯舘村の帰還困難区域の応急仮設住宅の無償提供を平成32年(2020年)3月末で終了」と発表しました。同時に南相馬市、川俣町、葛尾村、飯舘村の避難指示解除区域についても特定延長はあるものの予定通り来年3月末で終了すると発表	福島県
2019年4月	①民間賃貸住宅避難者1840世帯への家賃補助を2019年3月で終了 ②国家公務員住宅自主避難者への2019年3月末で退去できなかった避難者63世帯に使用料2倍相当の請求開始(7月)	福島県



避難の協同センターについて

避難の協同センターは、2016年7月の結成以降、福島第一原発事故により、避難した区域外（自主）避難者の住宅無償提供打ち切りが通告され、多くの避難者が精神的に追い込まれている状況にあることから、住宅問題をはじめ避難者の生活問題全般にわたる支援の仕組みをつくろうと2016年7月に設立され、住宅・健康・就労・子育て・生活相談や生活サポート資源を活用した支援、孤立化防止と支えあいの場づくり、国や福島県に対「避難の権利」保障のための総合的な支援策を、求める活動など活動をすすめてきました。

2017年3月末で政府・福島県は「区域外（自主）避難者の住宅無償提供を打ち切りました。4月以降、避難者の窮状が深刻化、生活保護申請同行や一時生活給付金支給、より低廉な住宅の住み替え、保証人代行など可能な支援を取組んできました。



福島県の「避難者に対する帰還・生活再建に向けた総合的な支援策」の個別相談会が開始された。

・2016年5月、政府は「自主避難者の住宅支援を2017年3月末で終了する」事を閣議決定、本年5月より避難当事者に「2017年3月末をもって現在供与している、応急みなし仮設住宅を退去する」事を郵送文書で通告し、福島県、東京都の担当で避難者に戸別訪問をおこなった。5月16日から、避難者面談が開催されたが、避難者一人ひとりに、今住んでいるところから退去するよう命じるひどい対応だった。これがきっかけになり、精神的に参ってしまって40日間の入院を余儀なくされた避難者が出た。

・これに伴って、避難者の孤立や経済的な困窮が起きていることから、避難当事者と支援者が中心となって7

12

同センター」を設立した。

2/5

福島県からのお知らせ

平成27年6月15日時点の避難指示区域以外から避難されている皆さんへ

応急仮設住宅（仮設・借上げ住宅）の供与は平成29年3月末で終了となります。

※なお、避難先自治体によっては、終了の時期が上記と異なる場合があります。

このため、現在お住まいの応急仮設住宅は退去していただくことになりますので、転居先を確保して、平成29年3月31日までに移転を済ませてください。2～4ページで応急仮設住宅の供与が終了する方への移転や住まいに関する支援についてお知らせしています。ご確認ください。

また、応急仮設住宅から退去する場合には、次のような手続きが必要となります。

- ①福島県内の建設型仮設住宅、公営住宅等にお住まいの方
・退去前に、住宅を管理する市町村等に「退去届」を提出してください。
- ②福島県内の借上げ住宅にお住まいの方
・退去する1ヶ月前までに、避難元市町村に「仮設住宅等使用終了届」を提出してください。
- ③福島県外の借上げ住宅、公営住宅等にお住まいの方
・住宅を提供している都道府県や市町村等に連絡を取り、指示に従って手続きしてください。

現在お住まいの住宅によって、退去手続きは異なります。
ご不明の場合は、下記相談ダイヤルまでお問い合わせください。



※借上げ住宅にお住まいの方が、引き続き同じ住宅への入居を希望する場合には、新たな契約（貸主と入居を継続する方との二者契約）に切り替える必要がありますので、まず貸主へご相談ください。新たな契約に切り替えた以降は入居を継続する方が家賃等を負担することになります。

【お問い合わせ先】

福島県被災者のくらし再建相談ダイヤル 0120-303-059
受付時間 午前9時～午後5時 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）



仕事

就業先がない、年齢制限
慣れない仕事に就きストレス
避難中なので就職を躊躇
保育所順番待ち
慣れない長時間の通勤

生活費

二重生活
避難元の家のローン
区域外、賠償低額/打ち切り
貯金が底をつく状態

コミュニティ

相談できる人が周りにいない
福島県内の友人と関係が悪化
避難先の地域に溶け込めない
「避難者＝よそ者」である辛さ
避難者と思われたくない
そっとしておいて欲しい

不安

見通しが立たない
故郷に戻れない
生活費、仕事、教育

不信

東電、国への不信
本当の事を隠している
他人への不信

損害賠償

賠償の基準が低すぎる
手続きが面倒
対応が遅い
認められない項目が多い
賠償が打ち切りとなった
区域で格差、不平等

家族・こども

家族がバラバラ。二重生活
夫・妻と離れた暮らし、孤独
子供を転校させたくない
甲状腺検査結果が心配
離婚することになった

不満

東電、国、県の対応
区域による支援の格差
賠償格差

あきらめ

ふるさとは戻れない
国、行政には期待しない
無力感、喪失感

住まい

住み替えを認めてほしい
借上の期間延長してほしい
住居購入可能な賠償を
県外にも復興公営住宅を

精神的苦痛

こころ

夜眠れない
気力がなくなった
うつ病で通院中
仕事ができる状態ではない

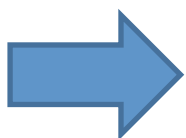
からだ

めまい、動悸が頻繁におきる
薬が手放せなくなった
病気を発症し仕事ができない
配偶者の介護が大変

－2年前の報告から－

このままでは住まいを失います！ 自主避難者の皆さんの声

避難先	相談内容
都営住宅	現在の避難居住地域である●●区の希望しか記入せず応募したが、落選してしまった。第一希望の抽選に当選しない限り、せっかく築き上げてきた地域コミュニティとの関係や子どもの保育園や学校から転校など余儀なくされる。
	当選したが、間取り数が半減してしまった。4人家族で37㎡に半減。
	仮に隣の部屋に当選しても、今の部屋は一度出て引っ越しという形となり、修繕費の負担、新しい部屋の敷金2ヶ月、転居費用が発生する。負担が重すぎる。
公務員住宅	収入要件から外れ申し込み対象外。公務員住宅は現段階で、3月末で退去を命じられている。
	母子避難で生活が厳しく、看護学校にいき資格取得し、働き始めたら申し込み要件を失った。
雇用促進	雇用促進は都営住宅の申し込み対象外。家賃が払い続けられない（新たに10万円以上の家賃発生）。
その他	3月末の退去と転居は子どもの卒業式（3/25）転居期限（3/31）、時期的に引越し代も高く経済的に無理がある。



選択肢がない中、再喪失を迫られるという、異例の状況。



自主避難者の無償住宅提供打ち切り問題の結果（2017年1月）

・ 2017年3月末で打ち切りとなる県外自主避難者は12,436世帯、福島県と避難先都道府県による戸別訪問が5月、8月の計2回実施、戸別訪問の結果が11月に発表されているが、県外避難者において4月以降の住まいが未確定の避難者が全体比で70%のままだす。1月初旬の読売新聞、毎日新聞の1面TOP記事は避難先自治体での支援格差が浮き彫りになっている事が報告された。関東では茨城・千葉・栃木などでは支援策はなかった。（その後、千葉県は県営住宅優先入居）

・ <自主避難> 10都道府県が住宅支援策

自主避難者への主な支援

公営住宅の確保など	北海道	2018年3月まで無償提供
	山形	県職員公舎50戸無償提供
	埼玉	優先枠150戸程度
	東京	優先枠300戸
	神奈川	優先枠70戸
	新潟	優先枠80戸
	京都	最長で18年12月まで無償提供 (入居開始から6年間)
	大阪	現状の住まいを正式入居に切り替え
	鳥取	19年3月まで無償提供
	愛媛	18年3月まで無償提供
金銭補助	秋田	県内転居に10万円
	山形	県内転居に5万円
	新潟	転居に5万円、家賃に1万円
	佐賀	福島県への転居に補助
	沖縄	家賃に最大3万円、県外への転居に4万円と航空運賃

(東京都)

【東京都】

福島県自主避難者向け都営住宅入居者募集 300戸※ **結果 入居世帯 142**

戸収入要件 21万4千円

世帯要件

- ①一人親世帯(子どもは20歳未満)②高齢者世帯 ③身心障がい者世帯
- ④多子(18歳未満の子3人以上世帯)⑤特に所得の低い世帯
- ⑥小さな子(小学校入学前の子ども2人以上)のいる世帯

応募できるのは東京都が供与していた住宅(都営、UR賃貸、国家公務員宿舎、民間賃貸、都職員住宅)に入居していた602世帯、福島県が供与していた雇用促進住宅、UR賃貸と区市住宅は不可。

優先枠で入居できた場合でも、全て有償で、入居費用として敷金が請求される状態となった。避難先自治体での支援格差も浮き彫りになり、関東では茨城・栃木・群馬などで、現在においても支援策はなく、多くの避難者が自力で居住先を探すしかなかった。民間賃貸は、4月から大家と借主の直接契約に移行、「福島からの避難者にはアパートを貸さない」などの報告もセンターに寄せられた。

●原発災害による賠償責任が曖昧なまま、避難者の「被害者」という立場は脆弱なものとなり、生活困窮者向けの住宅支援に施策がすり替わってしまった。「支援される避難者」と「支援されない避難者」に分断されてしまった。

都営住宅の入居資格



お申込み資格（概要）

家族の場合	単身者の場合
1. 東京都内に居住していること 2. 同居親族がいること 3. 所得が定められた基準内であること 4. 住居に困っていること 5. 暴力団員でないこと	1. 東京都内に引き続き3年以上居住していること 2. 配偶者がいないこと、かつ、単身で居住していること 3. 60歳以上などの要件にあてはまること 4. 所得が定められた基準内であること 5. 住居に困っていること 6. 暴力団員でないこと

年間所得の合算（所得のある方全員）

家族数	一般区分	特別区分
2人の場合	0円 ～ 2,276,000円	0円 ～ 2,948,000円
3人の場合	0円 ～ 2,656,000円	0円 ～ 3,328,000円
4人の場合	0円 ～ 3,036,000円	0円 ～ 3,708,000円
5人の場合	0円 ～ 3,416,000円	0円 ～ 4,088,000円
6人の場合	0円 ～ 3,796,000円	0円 ～ 4,468,000円

埼玉県は、原則として収入月額158,000円以下（高齢者・障がい者世帯等については214,000円以下）

単身者向

1. 東京都内に引き続き3年以上居住している、単身者（同居している親族がいない方）であること
2. 60歳以上、身体障害者手帳1～4級の方、生活保護受給者等のいずれかに当てはまること
3. 所得が定められた基準内であること

一般区分	特別区分
0円 ～ 1,896,000円	0円 ～ 2,568,000円

福島県(復興庁)は2016年10月以降、区域外避難者数の公式集計を取り止めてしまった。

(2016年10月段階)

県内への避難者	12,757名	5, 294世帯
県外への避難者	13,844名	5, 230世帯
計	26,601名	10, 524世帯

聞き取りによると現段階の県外避難者数は約12,000名と言われている。

◆県外への避難状況
(1月16日現在)

都道府県	人数(人)	滋賀	130
北海道	1,121	京都	316
青森	230	大阪	382
岩手	338	兵庫	430
宮城	2,671	奈良	48
秋田	481	和歌山	31
山形	1,999	鳥取	62
茨城	3,446	島根	59
栃木	2,799	岡山	252
群馬	775	広島	183
埼玉	3,337	山口	59
千葉	2,330	徳島	26
東京	4,092	香川	41
神奈川	1,959	愛媛	64
新潟	2,691	高知	32
富山	99	福岡	280
石川	89	佐賀	68
福井	124	長崎	60
山梨	459	熊本	90
長野	658	大分	90
岐阜	149	宮崎	143
静岡	522	鹿児島	78
愛知	570	沖縄	200
三重	139	合計	34,202

県外への避難状況

■水俣と福島に共通する10の手口■

- 1 誰も責任を取らない／縦割り組織を利用する
- 2 被害者や世論を混乱させ「賛否両論」に持ち込む
- 3 被害者同士を対立させる
- 4 データを取らない／証拠を残さない
- 5 ひたすら時間稼ぎをする
- 6 被害を過小評価するような調査をする
- 7 被害者を疲弊させ、あきらめさせる
- 8 認定制度を作り、被害者数を絞り込む
- 9 海外に情報を発信しない
- 10 御用学者を呼び、国際会議を開く



NEWS

SPORTS

あぶくま抄・論説

事業ガイド

出版ガイド

会社案内

[トップ](#) > [県内のニュース](#) > [【避難者数】実相を示しているか\(5月22日\)](#)

論説

【避難者数】実相を示しているか(5月22日)

2019/05/22 09:21



最多で十六万人を超えていた東日本大震災と東京電力福島第一原発事故に伴う県民の避難者数は復興の進展で減少してきた。県の十日の発表では四月二十六日現在、県内一万一千三百二十一人、県外三万一千九百八人、不明十三人の合計四万三千二百四十二人となった。だが、県内避難者数を市町村が公表する数で計算すると四万六千人を超え、県の集計より約三万五千人も多い。この差は何だろう。県や国のまとめは避難者の実相を示しているのだろうか。

避難者数のうち県外分は復興庁が各都道府県を通じてまとめる。避難者の申告に基づき、自主避難者も含む。

県内分は応急仮設住宅や借り上げ住宅にいる人を県が集計する。住宅を建てたり、復興公営住宅に入居したりして仮設住宅などから出ると、避難者の数からは外れる。住環境が整い生活が安定して避難は終了したという考え方だ。

しかし、県が県内避難者数を計上する十二市町村について、ホームページや聞き取りから計算すると四万六千人を超えた(四月末か五月一日)。例えば浪江町の県内避難者数を県は千八百三十七人とするが、町によれば一万四千二百十二人になる。

復興庁は避難者を「震災をきっかけに住居を移転、その後、前の住居に戻る意思を有する人」と定義する。各市町村は住民票を維持したまま他地域で暮らす人や、住民票は移しても関係を維持したい人など幅広くとらえている。

支援してきたAさんの自死

2017年5月に支援してきた母子避難のAさんが、公園で変わり果てた姿で発見された。いつも子どもの事ばかり考えて避難後も子どもたちを進学させる為に昼間も夜も頑張っていた。二人の子どもを大学に進学させた。その中で住宅無償提供打ち切り！

私はせめて継続居住できるように一緒に動いた。
継続居住が決まった時のAさんの嬉しそうな姿が忘れられない。

Aさんは夫からのDVを日常的に受けていた。Aさんは次のような言葉を何度も口にしていた。ダブルワークの上に、週末は月2回、夫の住む福島県へ深夜バスで通った。

「テレビで大丈夫だと言っているのに皆、マスクをしている。馬鹿だ」
、「逃げる必要など無い」と言う夫とは、放射線防護について意見が合わなかった。夫からは「月に2回、戻って来て家事をする事」、
「2013年3月までに戻って来ないと離婚だ」と言われ続けた。

「家族がバラバラになってしまった。原因をつくったのは私…」
「夫が怒る気持ちも分かります。あゝ原発事故さえ無ければ…」
「私さえ放射能を気にしなければ、震災前のように暮らせたのかな…」
「被曝リスクから逃れようと動いた事で家族をバラバラにしてしまった」



避難住宅を追い出されて1年 ホームレスになった避難者を保護

今年の4月25日、昨年の3月に神奈川県川崎市雇用促進住宅を退去して「路頭に迷っている」と連絡くれた区域外からの避難者の方から1年振りに避難の協同Cメールに連絡があった。その時は生保同行する為に役所前で待ち合わせしたが表れてくれなかった。その後、自分で住み込みの仕事を探すと言って連絡を絶ってしまった。あれから一年、現在、仕事も住居もなく、今日明日どうするかの状態、携帯は使えないという。今日明日どうするかの状態、携帯は使えないという。何とかGmailで連絡をとり渋谷区役所で何とか会えた。所持金は5円、荷物は何もなく服は着っぱなしだった。1年間、代々木公園とネットCAFEで暮らしていた。とりあえず生保申請をおこない今日からの住まいを確保、**中野区の自宅近くの個室シェルターを確保、自家用車で向かい、個室と3室の食事を確認**して入所をお願いした。しかし生保申請正式面談まで5日間 渋谷区からの少額貸付金は0円

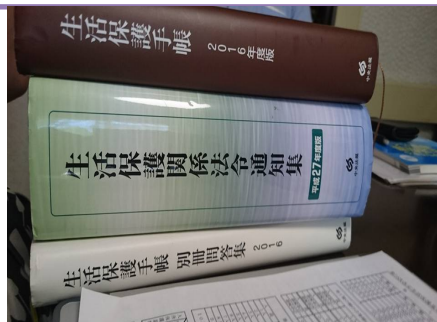


神奈川の母子世帯避難者Bさん 生保申請却下をめぐって

●Bさんは避難後に甲状腺関連含む様々な病を併発して働ける状況にない。高校生の息子さんが自らの力で大学進学しようとバイトで貯金している。大した金額ではないのだが、**Bさんの所持金と合算すると生活保護の住宅扶助を除いた月額生活扶助金額の1/2を超える事が却下の理由だった**。Bさん自身の所持金は少ない。でも役所は所持金が尽きた段階で再相談に来てくれと言ったそう。

●役所の対応は、「〇〇だから駄目だ」を繰り返し、「所持金がなくなったら来い」と繰り返す。生活扶助金1/2以上の金額以上を少しでも上回る事を認めない。たとえ、**息子さんが自らの努力で進学しようと努力しようとしても**。「**生活保護家庭の子どもに大学進学は必要ない**」そのような制度の壁が立ちはだかる。息子さんは今日のために制度の不当性に怒りながら、貯金の半分の金額を現物化してくれた。どんなに無念だったか、Bさん家族は原発事故さえなかったら今のような状況になる事はなかった。

●午前にフードバンク事務所に寄ってBさん家族に食べてもらう食べ物を車に積んだ。その後に生保申請同行する事で、「生保申請却下はさせない。」生活に使える所持金は少ない。1か月も持続できない。⇒その後 40日後に受給可⇒車所有で打ち切り通告⇒不服申し立て中⇒撤回させた。



除染の仕事が打ち切られ、宿舎から追い出され、路上生活へ、それでも郡山市はアパートは自分で探せ！

福島仲間からSOSが入る。郡山駅周辺で5名くらいのホームレスが暮らしている。各地方から除染作業のために集まれ、作業が終わったから宿舎から追い出され、昨年11月から路上生活を強いられた。そのなかの1人の「やまちゃん」の緊急対応が必要だと聞いた。残念な事に福島県にはホームレス支援団体が無い。現地対応できるメンバーを探し続けた。所持金はいくらか、元々の住所はどこか、健康状態はどうか、本人希望はどうか聞いたうえで対応しなければと現地対応メンバーと相談する。

私が本当に呆れたのは郡山市の対応だ。東京から郡山市の生活保護窓口へ電話連絡した。市は無料定額宿泊所やシェルターはなく、「**当事者本人がアパートの住居確保をおこなってもらう**」と平然と答えてきた。所持金も住所もなく、どうやってアパートを借りる事ができるのかと私は聞いた。そうしたら社協の貸付金を活用してくださいと言う。でも仕事の見込みもなく住所もないAさんには貸せない制度でしょ。東京の場合は私も同行支援しているが、生保申請して14日後の申請結果受理と生活保護費支給を待つが、申請即日、シェルターなどの入居支援の対応がおこなわれる。即日、路上生活から「屋根とふとんがある暮らし」がとりあえず保障される。⇒しかし、生活困窮者自立支援法の「一時生活支援事業」は郡山市では取組んでいない。驚くべき実状です。シェルターがない場合はネットカフェ宿泊費用をだすべきでしょう。とにかく愛知県から来た「やまちゃん」との面談と本人確認のもと生活保護申請が必要ですが、このような場合
⇒その後に生活保護受給でアパート入居⇒その後に行方不明



【2017年4月以降の限定された支援制度(?)】

- 民間賃貸家賃等(賃貸借契約書記載の家賃、共益費、駐車場)の補助
2017年1月～2018年3月分家賃等の1/2(一月あたり最大3万円)
2018年4月～2019年3月分家賃等の1/3(一月あたり最大2万円)
(収入要件 月額所得 214,000円以下に限定)
⇒6000世帯のうち2000世帯
- 住宅の賃貸借契約にかかる初期費用の補助 10万円
- 国家公務員住宅避難者には2年間に限定して継続居住(全額有償)
⇒150世帯

区域外避難者への最後の住宅支援打ち切りが強行された。

1) 国と福島県は2017年3月末で12,539世帯・32,312人の区域外避難者の住宅無償提供を打ち切り、更に福島県は、激変対策として支援してきた僅かな施策を2019年3月末で、全て終了させる方針を強行しました。

- ① 国家公務員住宅に区域外から避難している130世帯に「2019年3月末での退去」「退去しない場合は2倍請求」など条項が記載された使用契約書締結が強要された。
- ② 収入・世帯要件に該当する民間賃貸住宅避難者2000世帯への家賃補助(月額最大2万円)も終了させた。

2) 8月27日には内堀知事が住民の意見を十分に聞くことなく「富岡町、浪江町、葛尾村、飯舘村の帰還困難区域の応急仮設住宅の無償提供を2020年3月末で終了」と発表、同時に南相馬市、川俣町、葛尾村、飯舘村の避難指示解除区域についても特定延長はあるものの予定通り来年3月末で終了しました。

< 記入例 >

合同 宿 舎 退 去 届

平成 30 年 11

財 務 局 長 殿

所 属 官 署 名
官 職 (職、号、姓等)
氏 名 福島 太郎

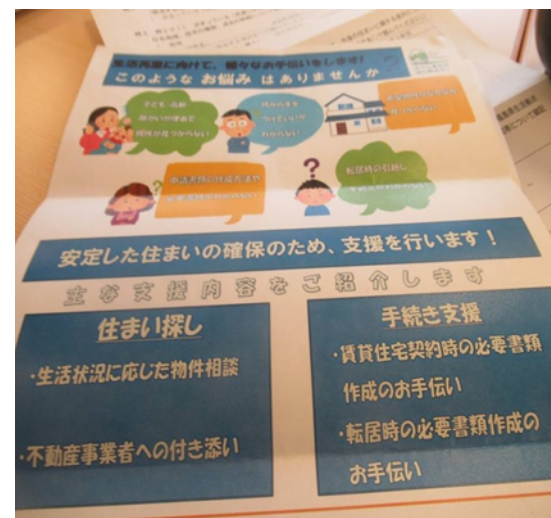
年2月14日をもって、下記の宿舎を退去いたしとお届けします。
負担に係るもの及び管理人から指示された箇所については、それぞれ修復し
を私の責に帰すべき理由の損傷又は汚損箇所が発見されたときは、責任を
確認します。

記

事 由
・戸番 〇〇〇 号

となった理由 民間賃貸住宅への転居が決まったため。

連絡先 住所：京都府 〇〇市 〇〇町 〇-〇-〇
TEL：090-〇〇〇〇-〇〇〇〇



内閣改造まで復興大臣を務めた吉野正芳衆院議員は、記者会見でたびたび「よろず相談所」について口にしていた。

「全国に26か所の相談窓口を置いてございます。そこは何でも相談できる場所で、まずは住まいのこと、そして自分が自立して働きたいと言えば働くところの紹介とか、介護や医療の紹介とか、生活をするに当たって、よろず相談というのを全国26か所に置いております……自主避難をしている方々に対しては、国としてできることをきちんとやると。不十分であれば更なる支援を私はしていきたいと、このように考えております」



避難者の実態調査をお願いしたい。

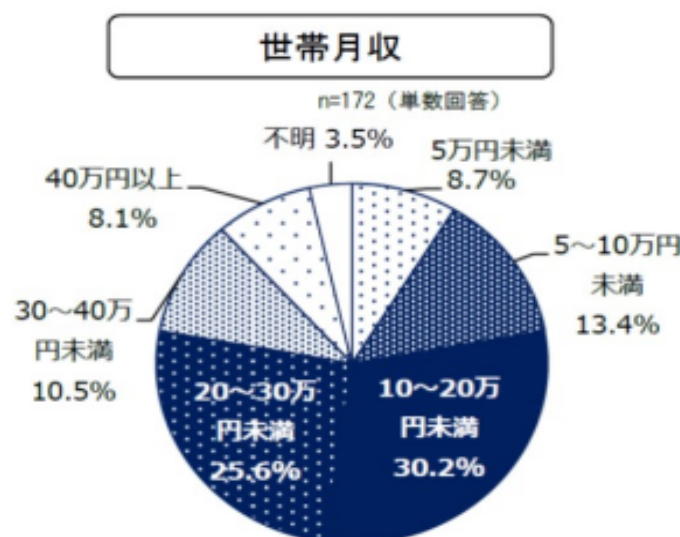


支援打ち切りの根拠と問題点



- 1) 福島県が自ら区域外避難者の支援終了してきた事。福島県の決定を政府が追認する構造になっている。
- 2) 「原発事故子ども・被災者支援法」は2012年6月に全会一致で成立した経緯がある。しかし区域外避難者の無償住宅提供打ち切りの経過含めて。国会、福島県議会の審議をおこなう事なく決定してきた経緯がある。
- 3) 「国家公務員住宅居住問題」の交渉でも明確になったが、“福島県が自ら区域外避難者の支援終了”を明言している事だ。国家公務員住宅の所有責任を負う財務省理財局は政府交渉の場で、“福島県の要請があれば、居住延長など前向きな検討をおこなう。”との答弁があったが、福島県自ら区域外避難者の支援終了”を明言している
- 4) 福島県の支援終了理由は
 - ① 福島県では普通に人々が暮らしている。県民感情を踏まえた時に区域外避難者だけを支援する訳にはいかない。⇒公平性
 - ② 原発事故から8年を経過している。そろそろ自立をお願いしたい。
⇒期限を決めた自立の強制
- 5) 2016年10月以降、政府や福島県は、「区域外避難者の実数公表、生活実態と意向調査」を一切実施する事無く、支援を先に打ち切った。復興庁の被災者支援総合交付金を活用した全国26ヶ所の「生活再建支援拠点」の「個別相談対応」に対応を移行させた事だ。

困窮する避難者



東京都「平成29年3月末に応急仮設住宅の供与が終了となった福島県からの避難者に対するアンケート調査の結果について」2017年10月11日

【東京都の区域外避難者】

月収が10万円以下の世帯が22%に
20万円以下の世帯が過半数に

【新潟県による検証】

避難生活の苦しみ

- － 「ふるさとを失ったことへの悲しみ、葛藤」 7割以上
- － 「経済的負担」 ... 区域外避難者の79%
- － 経済的な負担が増す理由
 - ... 「面会のための交通費」
 - ... 「二重生活に伴う食費や光熱費の増加」

9

注1) 福島県が、帰還困難区域が設定されている地域がある富岡、浪江、葛尾、飯館、大熊、双葉の6町村の4052世帯を対象に行った意向調査で、住宅提供の打ち切り後に住宅確保の見通しがないと回答したのは49%に上った。福島民報「無償提供終了後の住宅確保 「見通したたず」 49%」2019年3月27日

注2) 東京都「平成29年3月末に応急仮設住宅の供与が終了となった福島県からの避難者に対するアンケート調査の結果について」2017年10月11日

注3) 新潟県が行っている原発事故に関する検証の一環として、新潟県の避難宇都宮大学の高橋若菜准教授が、新潟県に避難して原発事故の損害賠償訴訟を提起した原告全237世帯の陳述書などをもとに行った調査による。第5回新潟県原子力発電所事故による健康と生活への影響に関する検証委員会「生活分科会」(2018年12月27日開催)資料より

避難者支援における課題 （新潟県精神福祉協会資料より）

- ①個人情報保護の問題
- ②みなし仮設住宅入居による分散居住
- ③原発・損害賠償の問題
- ④経済的問題（強制避難と自主避難者の格差）
- ⑤コミュニティの不在
- ⑥家族関係の問題（離婚や家族関係の悪化、二重生活、子育て）
- ⑦風土・文化・習慣の違い
- ⑧福島県内（避難元市町村）の情報の不足
- ⑨避難先・避難元市町村の連携がない
- ⑩避難者の客観的事実の把握が困難
- ⑪震災前からの問題の顕在化
- ⑫**避難先自治体の理解の格差**
- ⑬支援関係機関の連携は困難
- ⑭**長期化による震災の風化・風評被害・差別・偏見・避難者であることを隠す**
- ⑮**今後、支援を「誰が」「どこまで」「いつまで」するのか？**
- ⑯**県外避難者を支援するための知見は不十分**
- ⑰支援にあたる専門職等の不足

人的資源と財源の組み合わせのミス
マッチによる影響は大きい・・

避難者の生活再建のための支援策とは ①

私たちの考える生活の
再建に必要なもの

経済問題
就労 健康 家庭 役割 住居 生きがい 進学
コミュニティ
震災前は普通にあった
ものでは？



バランスが取れて心のケア・心の安定につながるのでは？
経済的な心配が強いまま心のケアだけでも・・・

現状の主な支援策（自主・区域内ともに）

家賃補助（自主はH31.3終了）

帰還者への就労支援

心のケア（名簿なし）

復興支援員による訪問

駐在職員

高速バスの無料支援

多くの相談ダイヤル（相談対応者が専門知識を持たない場合も）

住宅マッチング支援

個別に解決しても・・・
コーディネーターの不在



平成 30 年度避難者アンケート調査の結果について【概要】

1 調査対象等

- (1) 東日本大震災により山形県内に避難されている 702 世帯
- (2) 調査方法：郵送によるアンケート調査
- (3) 調査期間：平成 30 年 7 月上旬～7 月下旬
- (4) 集 計 数：200 件 (H29：176 件)
- (5) 回 収 率：28.5% (H29：24.3%)

2 調査結果のポイント

- (1) 家族状況は、「母子のみ避難」が前年の 23.9%から 20.5%となり、割合は年々低下
- (2) 山形での生活について、困っていること・不安なことは、「生活資金」が最多
 - ・困っていること・不安なことは、①「生活資金 (64.0%)」、②「健康 (49.0%)」、③「住まい (40.5%)」の順で、いずれも 4 割を超える。
 - ・生活資金の収入源については、①「避難者の給料や賃金 (61.0%)」、②「貯金 (33.0%)」、③「年金 (28.0%)」、④「避難元の家族の給料や仕送り (22.0%)」の順。
- (3) 今後の生活の予定については、「もうしばらく山形県で生活したい」が 43.5%で最多、「山形県に定住したい」が 30.0%で、合計、7 割強の方が山形県に留まりたい意向
 - ・今後の予定については、①「もうしばらく山形県で生活したい (43.5%)」、②「山形県に定住したい (30.0%)」、③「どこで生活するか未定 (16.0%)」、④「避難元の県に戻って生活したい (7.5%)」の順。
 - ・避難期間の見通しは、「子供の入学、入園や卒業、卒園まで (31.4%)」が最多。
 - ・避難元の県へ帰還する場合に心配なことは、①「仕事のこと (46.3%)」、②「放射線の影響のこと (44.8%)」並んで③「生活資金のこと (44.8%)」の順。
- (4) 約 7 割の避難者が心身に何らかの不調
 - ・心身の不調が「特にない」方は 22.5%、無回答は 7.0%で、約 7 割の方が心身に何らかの不調を抱えている。
 - ・①「疲れやすく体がだるい (39.0%)」が最多で、以下、②「イライラする (25.5%)」、③「よく眠れない (22.5%)」④「孤独を感じる (20.5%)」と心の不調に関する項目が続く。
- (5) 子どもを持つ親の半数以上は「子どもの進学や進路が心配」
 - ・教育や子育てで困っていることは、①「子どもの進学や進路が心配 (52.3%)」、②「子育て、教育にかかる経済的負担が大きい (36.9%)」と続く。
- (6) 主に生計を支えている方の約 7 割は現在就業している
 - ・県内の就職で困っていることは、①「賃金が低い (28.0%)」が最多で、次に、②「希望する業種・職種の求人が少ない (18.0%)」。
- (7) 県、市町村、ボランティア団体等による避難者支援は、7 割が評価
 - ・今後、県内で期待する支援は、①「住宅に関すること (36.0%)」、②「生活情報の提供の充実 (25.0%)」、③「生活資金についての相談 (22.0%)」の順。



「よろず相談拠点」の報告書を情報公開で入手。内容をよく読むと公表されては拙いのだろう。避難者の困窮、仮に避難者が相談しても解決できない事が大半」経済的支援が必要と提起

全国に26ある「生活再建支援拠点」(いわゆる「よろず相談所」、以下拠点)による相談会実施実績、避難者から寄せられた相談内容の集計と主な事例、拠点スタッフによる活動報告と課題提起が盛り込まれている。

No.	相談拠点	性別	年齢	避難元 (市町村)	避難先 (都道府県)	内容詳細	対応・回答
1						離婚調停中、生活が厳しいので辛いが仕事を変えられない。誰とも話していない。交流会に行きたい。	共感・傾聴の姿勢で対応し、支援をする旨を伝えた。
2						住宅支援が切れるので他の都道府県に転居しようかと悩んでいる。	聞き取りを行い、可能な限り繋げる事を約束した。
3						帰還を考えているが、 自治体が発信しているもの以外で信用できるものを知りたい	市民活動団体、大学等などで、信頼できるものを探して連絡⇒ふくしま連携復興センターさんに相談
4						避難者が情報共有できる場がもっとほしい。	各住宅のサロン等をご紹介。
5						一時帰省した際、友達からの「いつ帰ってくるのか?」「もう、避難する必要はないのでは?」と問いかけが嫌で後半は会う事を避けてしまった。「これほど甲状腺がんが増えているのになんとも思わないのだろうか?」と思った。心を許せる友達からは「みんな気にしているけど、気にしないふりをしている。」と聞かされた。	話を傾聴した。
6						説明会出席者。帰還したいが 20mSv は大丈夫だと言われてもその基準に納得できないので帰れない。せめてこの気持ちを上に伝えてほしい。	ご意見として伺った。

4. 相談拠点の「相談支援」で困難は解決できるか

- ・復興庁は、住宅支援を止め、被災者支援総合交付金を活用した「全国26ヶ所の生活再建支援拠点」における個別相談に基づく問題解決をはかるステージに移行していると明言している。生活困窮者への現行制度の部分活用（生活保護や公営住宅の住居基準、福祉貸付金）である事から問題解決に繋がらない事例が多い。

・相談業務の委託を受けているNPOから声が届いている
「解決策が現場に委ねられている。相談支援だけでは解決できない。経済的支援制度が必要だ。」
「原発避難者で“生活困窮になったら生活保護につなげれば良い”そのような対応は止めてほしい。」

●一般社団法人ふくしま連携復興センター「福島県外避難者への相談・交流・説明会事業報告書」より

H28年度調査

◎山形に公益活動を応援する会・アミル（山形県）H28

- ・帰還しない自主避難者の中には、生活に困窮している世帯も多くある。生活困窮＝生活保護ではなく、社会資源を使って生活支援できる体制が必要

◎ぐんま暮らし応援会（群馬県）H28

- ・収入源による生活苦でパートを掛け持ちで大変である。PTSDの子どもが心配である。
- ・帰還したいがリフォーム資金の援助があればよいのと思う。年金生活のために避難元の家のリフォーム代がなく帰還できない人が数件あった。

◎医療ネットワーク支援センター（東京）H28

- ・都営住宅の避難者特別割り当てに当選したが、引越し費用が出ない。社協の貸付など情報提供したが、ライフプランの考え方を伝える事が必要
- ・母子家庭で生活費を稼ぐ事で目一杯、子どもに寄り添う心の余裕が持てないことに自責の念
- ・正社員の仕事が見つからない。

◎特定非営利法人 和（京都府）H28

- ・何のための活動拠点なのかと疑問を持つ。避難者に対し、県の施策を説明し、その通りに履行させるのが支援団体の役割ではない。
- ・担当の方ひとりひとりが「避難者という存在をどう見ているか」を自覚される事が何よりも大切。極端な例ですが、避難者に対し「無知でわがままで非科学的なひとたち」として見るか、「自分も頑張っているけど、この人なりに頑張っているんだ」として見るかで対応が変わる。

◎関西広域避難者支援センター（大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）H28

- ・公営住宅を退去しなくてはならないが、最終的に新たな入居のための敷金が準備できない。家賃3か月分を準備できない為に、現在住んでいる公営住宅の退去や転居ができない。

◎特定非営利法人 えひめ311（徳島県・香川県・愛媛県・高知県）H28

- ・自主避難者の経済的負担。福島への帰省費の負担大きき増
- ・電話で相談をしてくる避難者はほとんどいない。そもそも顔が見える関係でないと、踏み込んだ相談はしない。

◎特定非営利法人 沖縄じょんがら会（沖縄県）H28

- ・住宅支援の終了に伴い引越ししたいが、1人では運びきれない。
- ・引越しをするが子どもが転校したくないと言っている。
- ・母子避難のため、仕事を探しているが見つからない。
- ・住宅の更新を不動産屋に断られた。

◎平成28年サマリー分析

- ・避難元が郡山市・福島市・南相馬市・いわき市の避難者の相談が6割以上だった。避難区域からの避難者は浪江町が多かったが、それでも全体の6%に過ぎない。
- ・相談内容の4割が「住宅」多くの相談は住宅無償提供修了に対する避難者側の対応に絡んでいる。公営住宅の入居条件、避難先自治体の独自支援策、引越しに際しての保証人問題、自主避難者の生活困窮問題、離婚とシングルマザーの困窮、DV・孤立などの様々な問題が生じている。それらの問題に対してはNPOなどの市民団体の力量を超えている。
- ・今後、住宅支援がなくなっていくにつれ、自立していく人もいる一方、高齢者、シングルマザー・病気を抱える人、障がい者など、生活困窮状態に陥る避難者を取り残される事例が発生している。

「避難者と国会議員のヒアリングミーティング」にて

●2018年、避難の協同センターでは「原発事故子ども被災者支援法議員連盟」の国会議員と連携した「自主避難者ヒアリングミーティング」を東京・新潟・福島・神奈川・京都で開催しました。

●南相馬から避難された母子避難のAさんが涙を流しながら強く訴えた。「南相馬から東京に避難。東雲住宅に住んでいる。収束宣言のせいで、夫が福島県に帰る。福島からきたということで、いじめがはじまった。世帯要件で都営に入れない。働ければ働くほど、状況が悪化。どのように住まいを確保すればいいのか。生活の基盤がゆらいでいる。3月末で居住期限がきれる。5年とか10年というスパンでなんとかしてほしい。何も無償ということを書いていない。なぜ、こうなったかということも考えてほしい。好きで東京にきたわけではない。原発事故後に自衛隊の人が一軒一軒訪ねて、「避難しなさい」と。空間線量だけではなく、健康不安がある。科学的に根拠があるとかないとかいう話ではない。

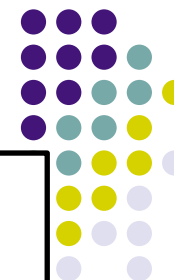
ー「区域外避難者の声を聴く会IN京都」にて

「原発避難者で“生活困窮になったら生活保護につなげれば良い”そのような対応は止めてほしい。何故に生活困窮に陥ったのか、陥る前に、居住保障を基本に経済支援を継続すべきだ。」

●いわき市から母子避難して、生活困窮者自立支援相談員としても活動されている高木久美子さん

「相談支援では何も解決できない。給付支援が必要だ。」「原発避難者で“生活困窮になったら生活保護につなげれば良い”そのような対応は止めてほしい。何故に生活困窮に陥ったのか、陥る前に居住保障を基本に経済支援を継続すべきだ。」





1月26日、国家公務員東雲住宅の「避難の協同センター」主催の住宅相談会にて

○1月末になっても20%に満たない世帯しか住まいが決まっていけないのに、福島県は「3月末での退去、退去しない場合は2倍の使用料請求をおこなう」方針を変更しません。「皆さんにこれこれの住宅を確保したのでそこへの引越しはどうか」など、公的住宅か同等の条件の住宅を示したり、「これこれの家賃補助と引越し費用を給付するのでどうでしょう」とか対案を出して退去をお願いするなど、最低限の誠意すら見せるべきなのに、今日、避難者の方から「3月10日までに転居先が決まらなると転居費用補助10万円が支給されないから焦っています。自分の希望する物件ではない。千葉県の* * 駅から徒歩30分もかかる。躊躇しています。」会場に来ていた福島県の生活拠点課職員に聞いた。「なぜ3月10日で転居費用補助申請が終了するのか？」福島県職員は答えた。「来年度から区域外避難者への経済支援予算は0円、3月10日まで申請頂かないと、年度内経費執行できない。」

○今日の参加者7名の状況は二つに分類された。①都営住宅の応募資格があり申し込んでいるが当選できない。(近隣に応募できる都営住宅はなく市部に応募するしかない)

②単身世帯で公営住宅などの申し込み資格がない。非正規雇用と低賃金で民間賃貸の家賃支払いと転居費用捻出が厳しい。

原発事故で避難中のかたへ

住まいのこと
生活のこと
なんでもご相談ください。



原発避難者住宅問題・緊急ホットライン



通話料無料

0120-311-557

緊急ホットライン開設日

- 2月28日(木) 午後 2時～午後8時
- 3月 2日(土) 午前11時～午後5時



メールでのご相談も受け付けています。
避難の協同センターホームページをご覧ください。
<http://hinan-kyodo.org/guide/>

避難の
協同センター



「避難の協同センター」は福島原発事故被害による避難者の
「健康に生きる権利」を守るため、避難者の相談を受け付け、
必要な支援につなぐ活動を行っています。

COOPERATION CENTER FOR 3.11

●実施主体: 避難の協同センター 〒173-0037 東京都板橋区小茂根1-21-9 (FoE Japan内) <http://hinan-kyodo.org/>
●お問合せ: 避難の協同センター事務局 瀬戸(せと) Tel. 070-3185-0311 / E-mail: setodaisaku7@gmail.com



これまでの支援のあり方

ハウジングファースト



支援、行政が「家に住むこと」
についてその可否を「判定」し
「許可」し、「決定」する

＞ 住まいは人権である
＞ 家は無条件で提供する
＞ 本人が「決定」する
＞ 支援者は生活の支援を
提供する



原発避難者住宅問題」緊急ホットライン取り組み報告

1. 国家公務員住宅避難者 相談対応件数 10件

	年代	避難先	住宅種別	家族形態	内容詳細	対応回答
1	40代		国家公務員	単身	3月末まで退去を迫られている。非正規で収入が少ない。	勤務先に近い地域の居住支援を継続中
2	30代		国家公務員	単身	3月末まで退去を迫られている。非正規で収入が少ない。	勤務先に近い地域の居住支援を継続中
3	60代		国家公務員	家族	3月末まで退去を迫られている。	都営住宅公募で当選 資格審査で失格
4	30代		国家公務員	単身	3月末まで退去を迫られている。鬱病で退去困難	結果的に神奈川県に転居決定
5	50代		国家公務員	母子	3/27都営住宅転居 退去時の荷物返却の不誠実対応	福島県と交渉しエアコンや備品を運ぶ事なく転居
6	40代		国家公務員	兄弟	3月末まで退去を迫られている。障害があり転居困難	居住支援をおこない、その後就労など自立支援
7	30代		国家公務員	単身	3月末まで退去を迫られている。	勤務先に近い地域の居住支援を継続中
8	50代		国家公務員	家族	3月末まで退去を迫られている。福島県のやり方おかしい	
9	40代		国家公務員	家族	3月末まで退去を迫られている。	居住支援をおこなったが自らが賃12 6万の住宅を契約
10	20代		国家公務員	家族	3月末まで退去を迫られている。親も私も鬱病で動けない	生活拠点課に所在確認したが、川内村の避難者はいない。

- 国家公務員住宅110世帯の3月限りで入居期限、退去できない場合は「不正入居」とみなし2倍使用料請求をおこなう福島県の決定、しかし、ホットライン実施時において80%を超える避難者が4月以降の住まいが決まっていない状況下で取り組まれました。
- 単身世帯避難者が4件を占めている。単身世帯は公営住宅の入居資格要件を持たない。相談を頂いた避難者は東京で非正規職しか仕事がなく年収が200万円に届かない状態、国家公務員住宅から民間住宅への転居は家賃が高く、生活を圧迫する。転居費用(引っ越し、入居)も不足している。



○支援現況

- ①30代～40代の相談者は個別に居住支援を自立生活サポートセンターもやいが中心に対応している。3世帯は4月末には転居完了できる状況、できる限り、内見も同行し勤務先から遠くなく、経済的負担が軽い物件を紹介できている。
- ②居住相談の支援中に収入から見ても高額な家賃の住宅を契約したり、日々の福島県の「退去の働きかけ」で精神的に耐えられず、知人宅に転居する事例や福島県に帰還する事例も見られた。
- ③家族に障害を抱え転居が困難な家族の居住支援を引き続きおこなっている。支援方針は、生活支援を先行、安定後に居住支援をおこなう事が、本人の精神状態から見て必要だと判断している。福島県には状況説明し、転居を強要しない協力を求めている。
- ④60歳を超えて都営住宅に公募しても当選できない。相談者以外で相談会に来られた避難者の方からも同様の声が届いている。たとえ4月に当選しても入居日は6か月後が平均である。都営申し込み資格がある避難者の方には欠かさず申し込みを続けるよう助言している。



昨年8月に内堀知事が、住民の意見を十分に聞くことなく、浪江町などの帰還困難区域の応急仮設住宅の無償提供を「2020年3月末で終了する」と発表しました。同時に避難指示解除区域についても「特定延長」はあるものの予定通り今年3月末で終了するとしています。しかし、昨年避難指示が解除された区域の平均居住率は未だ20%以下で、避難者の多くは避難先に住み続けているのが現状です。あと1年後には同様の追い出しをおこなうのでしょうか。

初めて高校生が主役を務め、鼓の演奏もあり大いに盛り上げた。相馬農高といわき海星高がった。「福島の子はバワ」明市長らに福島への応援に対

無償提供終了後の住宅確保

「見通し立たず」49%

富岡、浪江、葛尾、飯館、大熊、双葉 県が4052世帯調査

東京電力福島第一原発事故に伴う帰還困難区域などが設定された六町村の四千五百二世帯を対象にした県の意向調査で、仮設住宅などの無償提供期間後に住宅確保の見通しが立っていないと回答したのは49・0%（千九百八十六世帯）に上った。県などは戸別訪問や物件探しの支援などを通じ、避難者の生活再建を支援していく。

県が二十六日、福島は昨年十一月から二月中で開いた生活再建調査で、アンケートを調査一郵送するなどして実施

した。

調査対象の内訳は二〇二〇年三月末で仮設住宅と借り上げ住宅の無償提供が終わる富岡、浪江両町全域と葛尾、飯館両町の帰還困難区域内の計二千七百

六十二世帯。さらに、全域で避難が続いているため提供完了時期は今後判断するとされている大熊、双葉両町の計千二百九十世帯。調査世帯のうち、30・3%（千二百二十六

世帯）は住宅確保の見通しが立たず、20・7%（八百四十世帯）は未回答だった。町村別の回答状況は公表していない。

県や各町村は調査結果を踏まえ、見通しが立っていない世帯の状況に合わせた支援策を展開する。戸別訪問による相談対応や就労支援などを進め、全ての避難世帯が円滑に住宅を確保できるよう努めるとしている。

復興庁後継、8月にも具体像

自民党の額賀福志郎 化本部長は二十六日、東日本大震災復興加速二〇二〇年度末で廃止 織について、八月にも

自主避難者「行き場ない」 都内の国家公務員宿舎退去期限 福島県支援打ち切り、家賃は2倍に

東京電力福島第1原発事故で福島県内から自主避難し、国家公務員宿舎に身を寄せた住民の退去期限が過ぎて1カ月になった。県は退去期限後も暮らし続ける住民に、家賃の2倍を「損害金」として請求する方針だ。都内の宿舎に暮らす女性（53）は取材に「移りたくても行き場がない」と苦境を訴えた。（福島総局・神田一道）

高層マンションが林立するベイエリアの江東区。36階の国家公務員宿舎「東雲住宅」には、南相馬市やいわき市などから移り住んだ57世帯（4月1日現在）の自主避難者が暮らす。このうち49世帯は転居先が決まっておらず、女性もその一人。パートで働くシングルマザーで、会社員の長女（27）、就職活動中の次女（20）と3人で身を寄せている。第1原発から約31キロの南相馬市鹿島区出身。当時小学6年生だった次女と一緒に避難し、都内にいた長女と合流。避難所を転々とした後、2011年夏に東雲住宅に入居した。いつまでも住めるとは思っていない。都営住宅に4回応募したが、当たらなかった。家賃が高額な都内の賃貸住宅はパート勤めの収入では借りられない。手詰まり感を深める中、3月末の退去期限を迎えた。

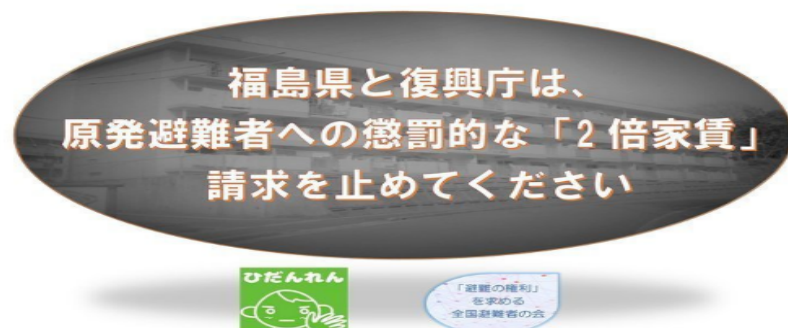
「都営住宅が当たるまで住まわせてほしい」と願うが、県からは速やかな退去を求められている。今後は家賃の2倍に相当する11万8000円を請求される可能性がある。「払える額ではない。都営住宅をあっせんするなど、県にはわれわれに寄り添った対応をしてもらいたい」と語る。

県は宿舎の使用延長を認めない方針だ。県生活拠点課の菅野裕之主幹兼副課長は「宿舎の提供は17年3月末で終了し、経過措置として（低額な家賃での）2年間の入居継続を認めた。期限までに退去した世帯との公平性を考えると、引き続き住み続ける世帯を支援するわけにはいかない。倍率が低い都営住宅を選ぶか、金銭面で折り合える物件を見つけてほしい」と語る。



都営住宅の入居者募集のチラシを見詰める女性。応募しても、なかなか当たらないという

拡大写真



発信者：ひだんれん原発事故被害者団体連絡会・「避難の権利」を求める全国避難者の会
宛先：福島県知事、1人の別の宛先

福島県は、東京など4都県の国家公務員宿舎に入居している原発事故避難者71世帯に対し、3月28日付けで「3月末までに退去せよ、退去しない場合は家賃の2倍相当の損害金を請求する」との通知書を送り、7月になって一部を除く世帯に具体的な金額を請求、復興庁もこれを追認しようとしています。

2年前、区域外避難者12,539世帯32,312人への住宅無償提供が一方的に打ち切られました。その「激変緩和措置」として取られたのが①国家公務員宿舎131戸の有料貸し付け②所得の低い民間賃貸住宅入居者2,000余世帯に対する家賃の一部補助でした。2年間と限定したのは、その間に避難者が自立できるとの見通しを前提にした政策でした。

退去したくても退去できずに残った世帯は、原発事故による長期の避難生活で困窮し、病を抱え、住宅政策の狭間で行く先を見つけられない人々です。そうした被災者に対しては、生活再建のためのより手厚い支援が必要です。にもかかわらず、懲罰的に家賃の倍額を請求をするということは、被災者をさらに追い詰め、**生存の危機**を招きかねず、受け入れることはできません。「健康で文化的な最低限度の生活を営む」生存権を守らなければなりません。

国家公務員住宅の戸数が不足していることはなく、転出先が確定している世帯、生活保護世帯など約10世帯については、福島県が財務省から新たに借り受けて貸付契約を結び、居住延長の措置を取っています。これがなぜ、退去できないでいる他の世帯にも取れないのでしょうか。

福島県と復興庁は、県民・被災者の命と生活を守る責任者として、懲罰的な「2倍家賃」請求を撤回し、当該世帯の人々に誠実に向き合い、退去の条件が整うまで入居継続を保障することを強く要求します。

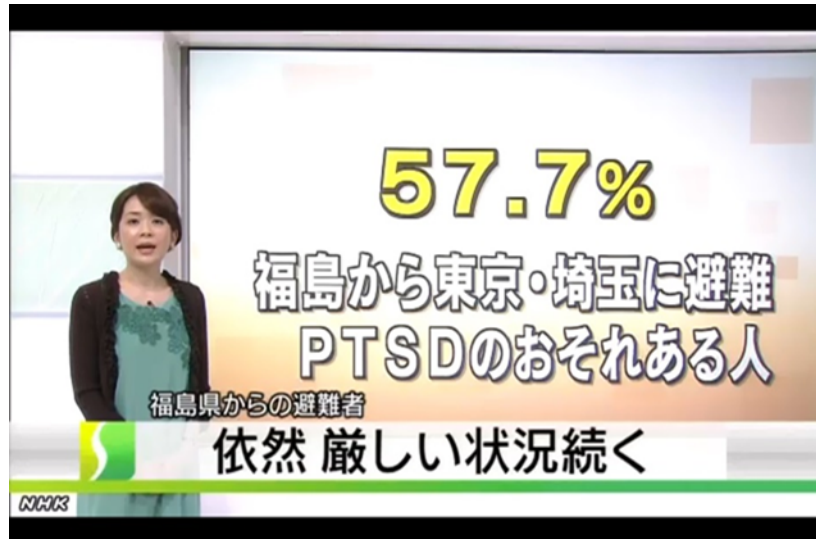


原発事故から8年を経過している。そろそろ自立をお願いしたい。

加害者が期限を決めた自立の強制 強烈な違和感



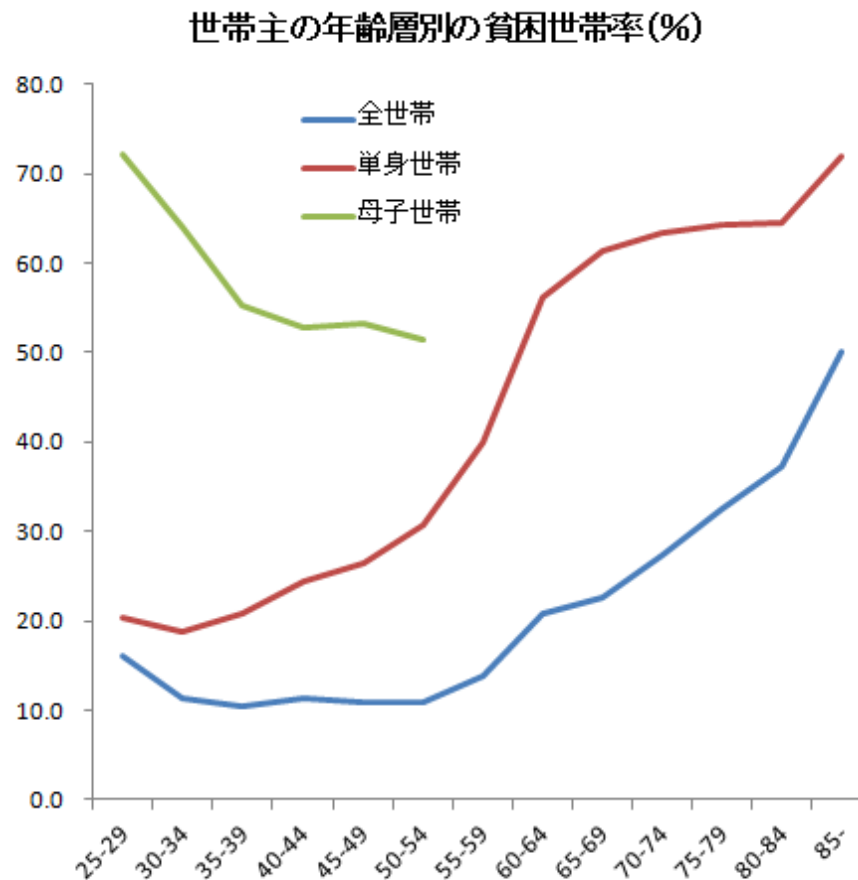
最大の問題は避難者の「自己肯定感の喪失」=自己否定へ



避難先で「自立」をめざせばめざすほど、当事者は、非人間的な環境へと順応を要請させられる。しかしながら破壊された環境は、当事者自身を安定的に「自立」させるようなものではないから、破壊された環境によって今度は精神状態が不安定になっていく。避難からの年数と「自立」は両立しえない。

「溜め」を失った社会が「溜め」のない個人をつくる

年齢別の貧困世帯率

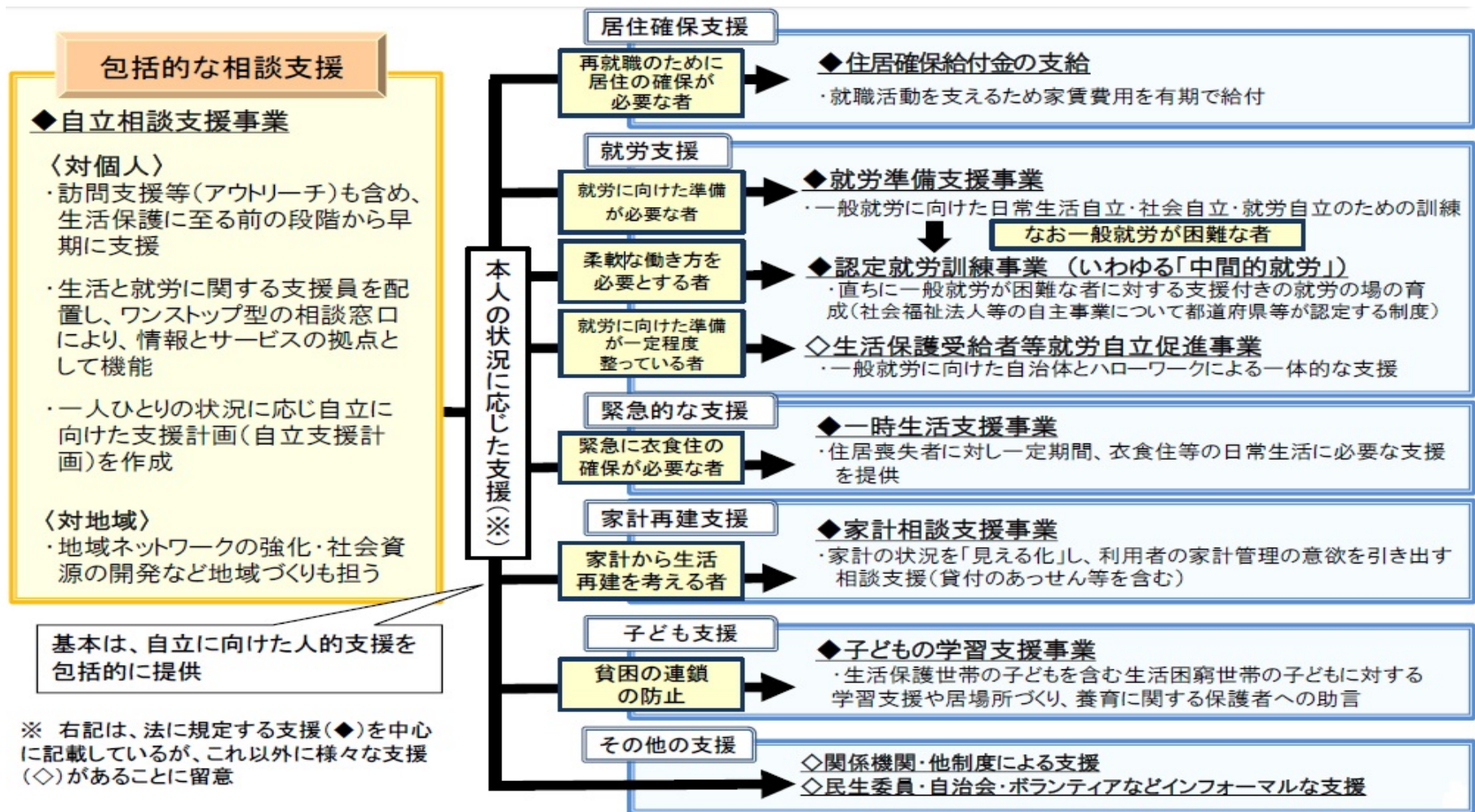


作成者: 舞田敏彦 (<http://tmaita77.blogspot.jp/>)

年齢が上がるほど、貧困世帯の出現率は高くなりますね。また当然ながら、単身世帯に限ると貧困率は高くなります。高齡の単身世帯では、おおむね6割以上が貧困と判定されます。最も注目すべきは母子世帯。配偶者のいない母親と18歳未満の子だけからなる世帯ですが、この群に限定すると、年齢を問わず半分以上が貧困です。母子世帯の貧困率曲線は右下がりですが、幼子がいる母子世帯の母親の場合、フルタイム就業がままならないためでしょう。一人親世帯の貧困率の国際比較をしましたが、日本は、親が就業している世帯のほうが就業していない世帯よりも貧困度が高いのです。一言すれば、一人親世帯の親が働いても公的扶助の水準に届かない社会です。まぎれもなく社会問題です。

生活保護の手前にできた、もう1つのセーフティネット 「生活困窮者自立支援制度」

「生活困窮者自立支援制度」は、働く意思がある人を対象に、一時的に支援して自立をうながす制度です。





自立支援制度の問題点と課題

任意事業は地域毎に、実施・未実施の差が生じている

経済的な給付はほとんどない。生活に困窮している人たちにとって、最低限のお金は必要不可欠です。

唯一の経済給付は「住居確保給付金」ですが、家賃補助(三カ月)の対象を離職者に限定しており、非常に使い勝手が悪い。

就労に偏った支援

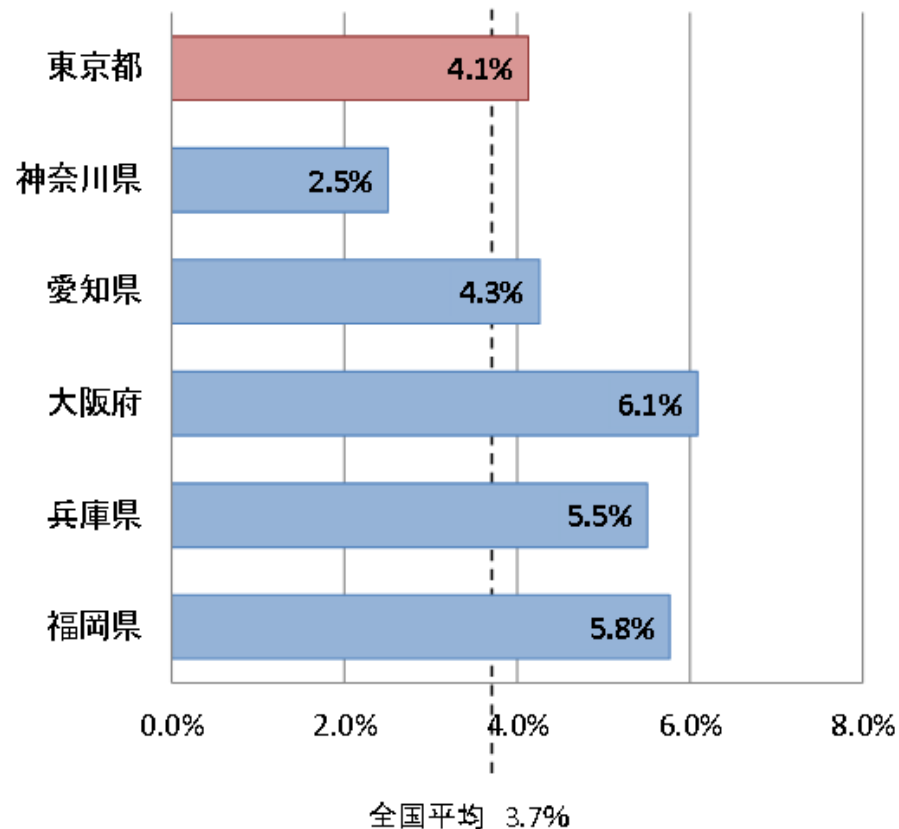
相談窓口業務は民間委託が可能です。受託した事業者は実績を求められます。新規利用を減らせば就職率は上がるので、再就職ができそうな人にしか給付金の利用を認めないなどの運用になりかねません。

すでにパソナなどの人材派遣会社に委託する自治体も。

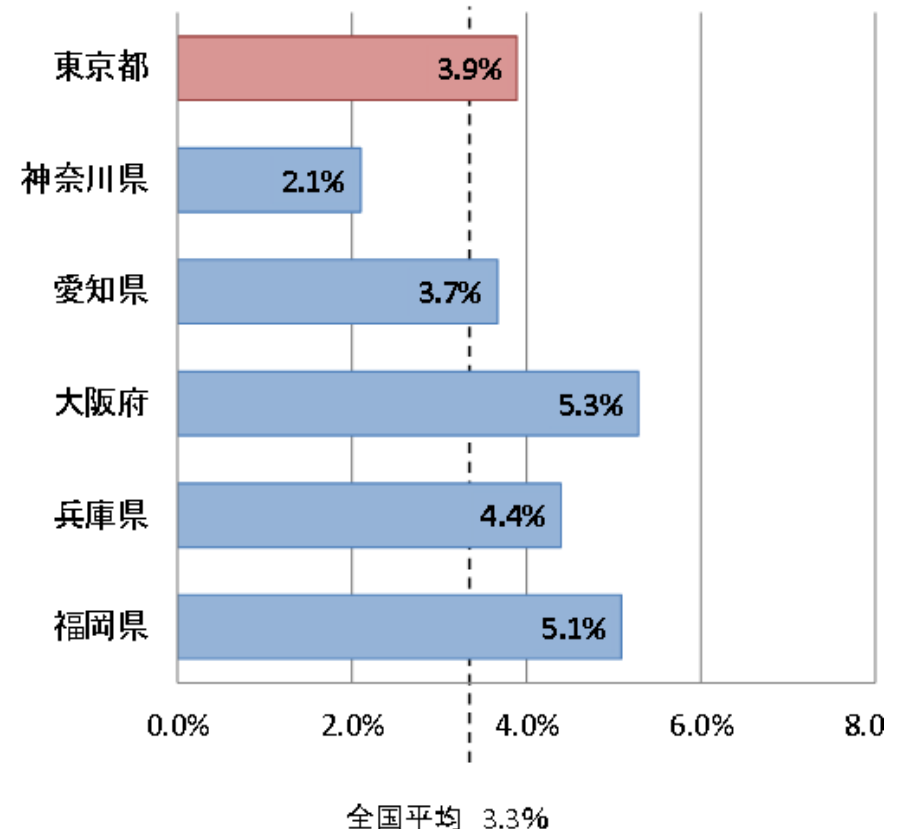
3 公営住宅に住む世帯・入居者の割合

- ・各都道府県の総世帯数に占める公営住宅世帯数の比率を見ると、東京都は4.1%で、全国平均の3.7%と比較してもあまり差がなく平均的であるが、他の大都市と比較するとやや低い比率であるといえる。
- ・また、総人口に占める入居者数の割合を見ると、東京都は3.9%であり、全国平均の3.3%と比べるとやや高いが、他の大都市と比較するとやや低くなっている。

【総世帯数に占める公営住宅入居世帯数の割合(%)】



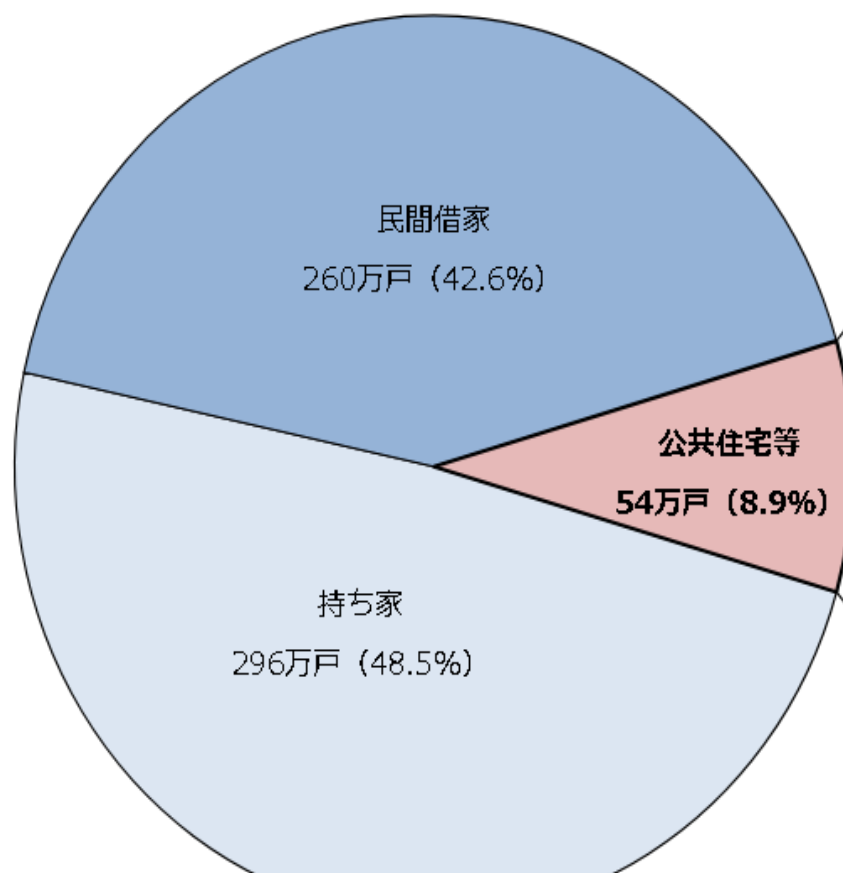
【総人口に占める公営住宅入居者数の割合(%)】



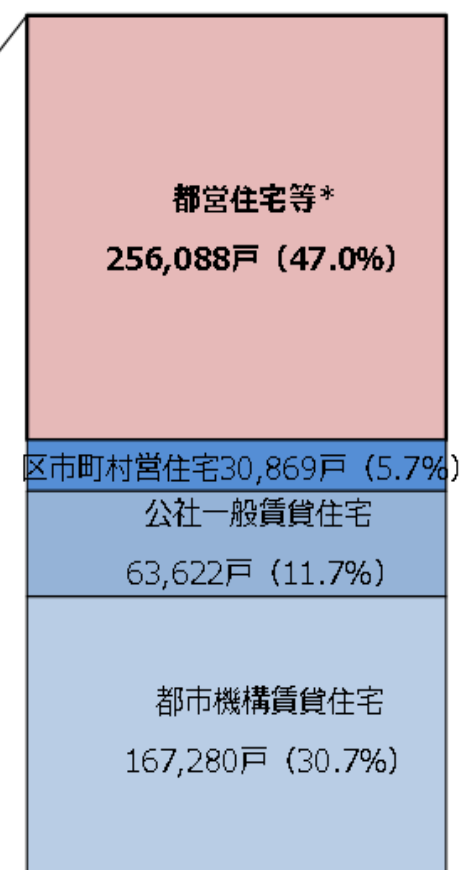
1 都内の公的賃貸住宅ストックの状況

- ・ 都内には、住宅が約610万戸あり、そのうち借家が約314万戸（住宅総数の約51.5%）を占める。
- ・ 公共住宅等は約54万戸（住宅総数の約8.9%、借家総数の約17.2%）であり、そのうち都営住宅等が約26万戸（住宅総数の約4.2%、公共住宅等総数の約47%）となっている。

【所有者関係別住宅構成比】



【公共住宅等管理戸数一覧】



「藤田孝典さん(NPO法人ほっとプラス代表)の講演 「現代の貧困と住宅問題」

- ・ベーシックインカムなど、現金給付が議論されることがあるけれども、優先すべきは国民にとってのBS(ベーシックサービス)を拡充する事が必要。住宅、教育、介護、保育などを無償化させていくことが必要、
- ・単身世帯が増え続け、30代前半では4分の1に、単身女性は3割が相対的貧困／6割は低所得の非正規雇用。母子世帯は124万世帯、経済的困窮から1割以上が家賃滞納を経験。不安定就労層になると、住居費は収入の5割前後。無年金は118万人、低所得者ほど借家あるいは単身者。
- ・特に低所得者は、家賃負担が大きい。何のお金がなくなれば生活は楽になりますか。それは住宅。ヨーロッパでは、普遍的で幅広い社会住宅や住宅手当が拡充されている。だからこそ、住宅は自己責任で自分で確保するものという意識を転換させていくことが大事。母子家庭が働いても苦しいのは、母子家庭のお母さんが非正規の割合が高く、非正規だと社宅にも入るのが難しい。
- ・ほっとプラスに相談にくる方は、精神疾患をわずらっている方が多く、派遣で収入が安定しないなど、「家賃が払えない」ということが常に頭の中から離れないことがストレスになっている。「住まいの安心」が精神疾患率も下げる。
- ・ひきこもり対策としても、住宅政策が大事。家族関係が悪くても実家を出られない若年層がいて、家庭内暴力や共依存を生んでしまい、「監獄化」する実家という状況。ヨーロッパでは、個人主義で、成人後は社会手当として家賃補助がある。単身世帯やシングルペアレント世帯も使っている。
- ・藤田さんはまとめとして以下を提起。「教育、医療、介護、保育、住宅などから順次、市場の商品化と切り離していく政策が必要。賃金だけではなく賃金＋社会保障給付モデルに切り替えていくこと。」①住宅協同組合、②市場の商品から切り離す運動、③空き家の無償譲渡など施策を提起。



小山謙一さん(東京都公営住宅協議会)の報告

- 小山さんは都営光が丘団地光が丘第三アパートの自治会長を務めていた。最近でも「うつ病自殺」「85歳の親が亡くなり58歳の娘が都営住宅の入居基準を失い追い出された。彼女は介護に専念し無職だった。一親が死ぬと60歳未満の子どもが追い出される制度」「認知症の単身高齢者の火災で4世帯延焼」など。
- 東京都の公営住宅戸数は世帯数の3.9%、貧困率の関係から見ても圧倒的に不足、でも公営住宅を新設されない。その為に、多くの若者含む都民が入居できず、高齢者のみの都会の限界集落になりつつある。一方でUR賃貸は一般市場連動家賃となり家賃が高額化して貧困世帯は入居できるレベルではない。都営住宅の平均応募倍率は14.7倍、都営住宅は空いているというが空いていない。入居者の死亡を待って空きができる。



熊本地震の被災者支援を機に、シングルマザーを支援するグループ 「シンママ熊本応援団」

グループを立ち上げたのは熊本市東区の佐藤彩己子さん(66)。地震当時、佐藤さんは車中泊している人たちに水や食料を配るなど被災者支援に当たった。活動する中で、夜泣きする子どもを抱えながらの避難生活に疲弊する母親たちの姿が目に残った。幼い息子を育てているマキさん(仮名20代)。熊本地震の影響で仕事を失い、収入は児童手当など月に数万円ほどになってしまいました。食費を節約するため、小麦粉を水でのばしたものを2歳の息子と分け合って空腹をしのぐほど、生活は困窮した。

「シングルマザーの中には収入がぎりぎり貯蓄がない世帯も多く、被災して職を失うなどすると一気に貧困状態に陥る。親に頼れないなど、複雑なケースを抱え、行政などのセーフティーネットからこぼれ落ち、悪循環から抜け出せない人も少なくない」実際、国の調査によると、貯蓄が全くないシングルマザーは37.6%。さらに熊本県の調査ではひとり親の16.4%が熊本地震後に収入が減少したことがわかっています。

仮設住宅退去後の住まいのめどが立っていない熊本地震の被災者が211世帯に上ることが明らかになった。14日で地震から3年。仮設住宅は今月から入居期限を順次迎えるが、熊本県は民間賃貸住宅などを希望する人の再延長は原則認めない方針。希望や経済状況に見合う住まいの「再建先」が見つからない被災者は焦りを募らせる。熊本県と国は、地震から時間が経過して被災地で民間の空き物件が増えたことなどを踏まえ、民間賃貸住宅や既存の公営住宅への入居希望者を2回目の期限延長対象から外した。県は「延長要件は見直さない。211世帯には、退去の期限までに再建先を見つけてもらうように市町村とともに支援を続ける」とする。

・被災者の生活実態を調査する熊本学園大の高林秀明教授(地域福祉論)は「個別事情に応じて延長を認めるべきだ。退去後に生活が立ちゆかなくなならないよう、一定期間家賃を補助するなど低所得世帯の生活再建を段階的に支える制度も必要」と提言する。



「東京アンブレラ基金」の体験

とにかく横でつながること 原発事故被害の特殊性を語りながら特殊化しないこと

「今夜、行き場のない人」とは、路上生活の人だけでなく、日本に来たばかりの難民、貧困状態の性的マイノリティ、子供、原発事故の自主避難者、等々…。利用実績から路上生活者だけでなく、行き場のない人全般の分析にARCHが取り組み、よりよい支援のあり方を考えることにつながります。

緊急事態に陥った人たちに、今夜の雨から身を守るための「傘」を差し出すための基金です。

協働団体がそれぞれの活動の中で、行き場のない人に対して緊急宿泊支援を実施。その実績に応じて、基金よりひとりあたり一泊3,000円を拠出します。

たとえば200万円集めることができれば、1泊あたり3,000円として約660泊分となり、単純に一泊利用として660人の「今夜、行き場のない人」の雨露をしのぐ場所を確保することが出来るのです。



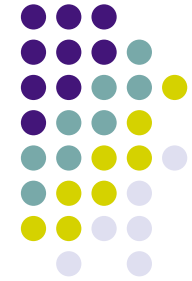


【部落差別に抵抗した人々の「同和住宅家賃値上げ反対運動」を通して、住み続ける権利を考える。】

1998年政府は、突然、最大値上げ幅10倍超という同和住宅家賃値上げを強行しました。ようやく暮らしがなりたちはじめたところに、問答無用で「出ていけ」といわんばかりの値上げに地域住民の多くが反対し運動にたちあがった。政府は様々な方法でこれを妨害、それに屈しない住民を裁判に訴え、10年間、裁判が争われたそうです。問答無用で「出ていけ」といわんばかりの値上げに地域住民の多くが反対し運動にたちあがった。政府は様々な方法でこれを妨害、それに屈しない住民を裁判に訴え、10年間、裁判が争われた。裁判は、今日各地で判決がだされ、どことも「値上げした家賃を払え」と、なかには「住宅を明け渡せ」という判決もありました。「私たちの経験では裁判で勝てる可能性は少ないと思う。。でも闘いはここから始まるってよい。住民はこれに屈せず、いくつかの地域では行政とのねばり強い交渉を行い、家賃は「払える額にする」ことを認めさせたのだ。

韓国ソウル市開かれた女性センター資料より

居住脆弱階層の居住支援計画



脆弱階層・高齢者居住支援方案の主要内容(国土交通省, 2018.10.報告資料)

▪ 賃貸住宅供給拡大	⇒	▪ 公共賃貸27万、公共支援14万で総41万戸供給
▪ 公共賃貸住宅支援制度の改善 : 居住支援の壁の緩和	⇒	▪ 居住給与支援の拡大 : 所得認定額の基準向上、給与水準の現実化 ▪ 庶民・実需要者の貸出金利の下げ一踏み石貸出金利1.5% ▪ 即急な居住支援が必要な世帯に 公共賃貸住宅の常時支援 ▪ 災害被害者などのための緊急支援住宅の導入 ▪ 住宅給与受給者の公共賃貸住宅の入居支援(無保証金の家賃など)の強化 ▪ 購入・ジョンセの賃貸 保証金分割納入制度 の導入
▪ 脆弱階層の住宅支援事業の活性化などで 非住宅居住者の支援	⇒	▪ 住居福祉センターの拡大などで伝達システムの強化 ▪ 非住宅居住者の実態調査や公共住宅の広報強化 ▪ 考試院購入型公共リモデリングのモデル事業

「住み続ける権利—貧困、震災をこえて」の著者である井上英夫さん

●日本国憲法22条は、「居住移転の自由」を人権の一つとして保障している。しかし、現代の人権は、「移動の自由」に止まらず、「住み続ける」権利を保障するものでなければならないであろう。人々が生まれ育った地域、さらには自分の選り決定した地域で、一人でも、寝たきりでも、惚けても、歳をとっても、尊厳をもって暮らせる。

●すなわち住み続けるためには、平和的生存権(憲法前文、9条)を基底とし、人間の尊厳すなわち選択の自由・自己決定の権利(憲法13条)、居住権(22条の「居住移転の自由」)、労働権(27条)、教育権(26条)、生存権・生活権・健康権(25条)、環境権(13条、25条)、財産権(29条)等、いわゆる自由権、社会権を問わず、人権が総合的、包括的に保障されなければならない。

●確かに、原発爆発の被災地の人々は、強制避難はもちろん、自主避難の人々も含めて、生命の安全のために避難することができなければならない。さらに避難先での生活保障が必須である。その意味での避難する権利は認められなければならない。しかし、「住み続ける権利」の大前提となるのは、自己決定と選択の自由の原理である。基本は、何処であれ、生まれ育った地に住むか、新天地に住むか、自分が選り、決めることができ、その自己決定を、国、自治体の責任において諸制度によって保障するということがなければならない。

みなし公営住宅の考え方

2017年 津久井進弁護士論文

災害復興の政策として「借り上げ」を活用している例がほかにもあり参考にすべきです。

(1)2007年3月の能登半島地震で被災した石川県穴水町では、民間マンションの借り上げ方式で町営住宅を供給しました。穴水町が、全18戸ある民間の「やすらぎマンション」を借り上げ、そのうち約半数を被災者に対する復興公営住宅として利用し、残りの半数を一般の町営住宅として利用しています。入居期限は、借り上げ期間と同じく2009年5月1日から2024年4月30日までの15年間です。ただし、期限が来たら一般の民間住宅に移行して賃料が増額になる可能性があるかと入居者に伝えているものの、そのときの状況に応じて弾力的に検討する方針であり、少なくとも明け渡しを求める予定はありません。明け渡しを前提とせず、そこで形成された新たなコミュニティを守っていく仕組みとして展開されています。

(2)2011年3月の東日本大震災では、多くの自治体が被災しました。そのうち最も被災規模が甚大だった宮城県石巻市では、合計172戸の借り上げ公営住宅が供給されました。内訳は、(A)市の呼びかけに応じて新築されたものが149戸(20棟)、(B)既存の民間賃貸住宅を利用したものが23戸となっています。石巻市は整備を進めている復興公営住宅(2016年12月現在の計画戸数4700戸)のうち一部を「市街地における不足分の早期供給過剰ストック解消を目的に民間賃貸住宅を住戸単位で借上げ、復興公営住宅として供給する」ものとし、この仕組みを「石巻市既存借上型市営住宅制度」と呼んでいます。

貧困と格差の拡大問題を解決していくための課題 ー反貧困ネットワークからの提言ー

- 子どもの貧困は、大人の貧困である。大人の貧困は、労働の貧困であり、社会保障の貧困である。労働と社会保障の貧困は、私たちの社会の貧困である。
- 2017年6月に厚生労働省が発表した2015年のわが国の相対的貧困率は、国民全体の貧困率が15.6%、子どもの貧困率が13.9%、一人親世帯の貧困率が50.8%となっている。わが国では国民の6人に一人が、子どもの7人に一人が、一人親世帯の2世帯に1世帯が貧困状態におかれていることになる。わが国で貧困と格差が拡大してきた背景には、脆弱な社会保障制度と非正規労働者・働く貧困層（ワーキングプア）の拡大がある。わが国では、年金だけでは生活できない高齢者が急増しており、生活保護世帯の約5割は高齢者世帯となっている。
- 大人の貧困は、労働の貧困であり、社会保障の貧困である。
- ひとりの成人が、フルタイムで働いて、自分ひとり食べることにカツカツで、家族を築き、子どもを育てていくことができないのであれば、それは労働と社会保障が役割を果たしていない。「働けばラクになる」をあっさり否定したのが「ワーキングプア（働く貧困層）」の存在であったが、残念ながらそのような“労働”はすでにありふれたものになっている。

貧困と格差の拡大問題を解決していくための課題 ー反貧困ネットワークからの提言ー

生活保護利用者は現在、約210万人(約163万5000世帯)いるが、それは本来受け取る権利のある人の15%か16%。多く見積もって2割程度だとされる。欧米ではその捕捉率が50%以上あり、ドイツは70%以上、英国は80%を超えているという。その名称も「連帯所得」(フランス)、「基礎生活保障」(韓国)などで、国から恩恵や施しを受けているような印象を与える「保護」の語を使用している国はないとされる。しかも、安倍政権になって生活保護費の切り下げが続く。2013年、14年、15年に続き、18年10月から3年間かけて生活保護費が段階的に引き下げられる。「人間の尊厳と命を削るものだ」として全国で訴訟が提起されている。

貧困と格差の拡大を是正するには、

まず第一に、全国一律の最低賃金制度の確立と最低賃金制度の大幅引き上げ、非正規労働者の待遇改善と正規化促進、同一価値同一労働賃金制度の確立、労働者派遣法の抜本的改正、長時間労働の規制強化、職業訓練・職業教育制度の確立などの「普通に働けば人間らしい生活が保障される労働政策」が求められている。

第二に、生活保護制度の運用改善と権利性を明確にした生活保護法の改正、雇用保険・年金制度の充実、公営住宅の大量供給、医療・高等教育の無償化など「失業や病気で働けないときでも人間らしい生活ができるようにするための社会保障政策」すなわち「権利としての社会保障制度の確立」が求められている。

第三に、充実した社会保障制度を確立するための財源を確立するための対策として、消費税増税よりも富裕層・大企業に対する課税の強化、タックスヘイブン(租税回避地)対策の強化など、「公平な税制の確立と所得・富の再分配政策」が求められている。